

# 国会議員関係政治団体の収支報告の手引

平成27年12月改訂

総務省自治行政局選挙部政治資金課



## 「国会議員関係政治団体の収支報告の手引」の改訂に際して

平成19年12月に政治資金規正法が大改正され、平成21年1月1日から国会議員関係政治団体の支出の公開などに関し、新しい制度が適用されています。

政治資金規正法により、会計責任者には収支報告において各種の重要な責務が課されておりますが、会計責任者をはじめとする関係者の方々が、国会議員関係政治団体の政治活動に伴う会計帳簿の記載、収支報告書の作成・政治資金監査・収支報告などの一連の事務処理を行う際の一助となることを願い、この手引を作成いたしましたので、是非ご活用下さい。

今回の改訂に当たっては、平成26年7月の政治資金規正法施行規則改正の内容を反映するとともに、現時点において、政治資金適正化委員会から示された見解を追加しております。

平成27年12月

総務省自治行政局選挙部政治資金課

# 目 次

## I. はじめに

1. 政治資金規正法改正の経緯	1
2. 改正政治資金規正法の概要	1
3. 本手引について	2
4. 手引の使い方	4
5. 国会議員関係政治団体の収支報告の流れ	6

## II. 会計帳簿の備付け及び記載

1. 会計責任者の領収書等の徴収義務等	9
2. 会計責任者による会計帳簿への記載	11
3. 会計帳簿の締切り	33

## III. 収支報告書等の作成

A) 概説	34
1. 収支報告書に記載すべき事項	35
2. 作成すべき添付資料	47
B) 記載方法及び記載例	64

## IV. 政治資金監査

1. 政治資金監査の対象となる政治団体	145
2. 監査事項	146
3. 政治資金監査に向けた準備	146

## V. 収支報告書等の提出

1. 収支報告書等の提出	159
2. 収支報告書と併せて提出を要する書面	160
3. 収支報告書のオンライン（電子手続き）による提出	160
4. 国会議員関係政治団体の解散に係る収支報告書の提出	161

## VI. 会計帳簿等の保存義務等

1. 会計帳簿等の保存義務	163
2. 少額領収書等の写しの開示請求等への対応	164
3. 保存義務等の終了	166

(参考) 収支報告関係の罰則	167
----------------	-----

### ○ 用語解説

特定寄附、資金管理団体	15
上場・外資50%超	16
政党匿名寄附	16
政治資金パーティー、特定パーティー	17
登録政治資金監査人	145
収支報告書の提出期限	159

### ○ よくあるご質問

寄附の制限等	18
支出項目の分類	26
課税上の優遇措置	39
1件当たりの金額	45
国会議員関係政治団体の異動と収支報告書の記載等	50
領収書関係	52
本部支部交付金（収入）	73
政治資金パーティー	87
本部支部交付金（支出）	113
無償提供を受けた場合	133
前払式電子マネーを利用した場合	137
クレジットカードを利用した場合	140

---

# I. はじめに

---

## 1. 政治資金規正法改正の経緯

平成18年から19年にかけて、政治資金の使途に関する問題（注1）が大きく取り上げられました。政治資金の使途に対する国民の政治不信を払拭するため、平成19年12月、与野党協議の結果、政治資金規正法の改正案が議員立法として提案され、改正法が成立しました。

（注1）収支報告書の虚偽記載、主たる事務所を議員会館としている資金管理団体の多額の事務所費や光熱水費の計上、事務所費の架空計上、資金管理団体による巨額の不動産取得など

## 2. 改正政治資金規正法の概要

国会議員が関係する政治団体として「国会議員関係政治団体」を定義（注2）し、これに該当する政治団体の支出に係る収支報告の適正の確保及び透明性の向上のため、

- ・ 登録政治資金監査人による政治資金監査の義務付け
- ・ 収支報告書への明細を記載する基準額の引下げ等
- ・ 少額領収書等の写しの開示制度の創設

などを主な内容としています。

（注2）以下の①②の政治団体（ただし、政党、政治資金団体及びいわゆる政策研究団体以外）及び③

- ①国会議員・候補者（候補者となろうとする者を含む。以下同じ。）が代表者である資金管理団体その他の政治団体（1号団体）
- ②租税特別措置法に規定する寄附金控除の適用を受ける政治団体のうち、特定の国会議員・候補者を推薦し、又は支持することを本来の目的とする政治団体（2号団体）
- ③政党支部であって、国会議員に係る選挙区の区域等を単位として設けられるもののうち、国会議員・候補者が代表者であるものは、1号団体とみなされます（みなし1号団体）

### 3. 本手引について

政治資金規正法は、政治活動の公明を確保するため、政治資金の収支を公開し、政治資金の収支の状況を国民の前に明らかにすることを目的とするものであり、それに対する是非の判断は国民に委ねられています。

ところが、これまで収支報告書の支出のうち明細記載義務がある項目は政治活動費に限られ、その明細記載基準額も支出1件当たり5万円以上とされていたため、政治団体の支出の記載を巡り不透明等の批判（注3）がなされ、政治資金の用途に対する国民の政治不信を招く事態となりました。

（注3）政治団体の支出をどの項目に区分するかにより、明細記載義務も異なることとなるため、明細記載義務がない光熱水費や事務所費などの経常経費として、本来別の目的の支出を計上しているのではないか、あるいは組織活動費や調査研究費などの政治活動費であっても1件当たり5万円未満の支出として明細記載義務を免れているのではないか等の指摘がなされてきました。

このため、平成19年12月の政治資金規正法の改正により、

- ・ 収支報告書の支出の明細記載対象項目を人件費以外の全ての項目に拡大
- ・ 収支報告書の支出の明細記載基準額を1万円超まで引下げ

の措置が講じられ、支出の明細について、経常経費（人件費を除く。）か政治活動費かによらず、1件1万円を超える支出は同じように国民の前に明らかにされる状況となります（注4）。

また、1件1万円以下の支出（人件費を除く。）についても、少額領収書等の写しの開示制度が創設されました。

（注4）収支報告書の記載義務違反や虚偽記載には罰則の適用もありますが、経常経費（人件費を除く。）も政治活動費も明細記載基準額が同じになりましたので、どちらの項目に記載するかによって義務違反が生じる生じないといった問題は解消されたこととなります。

加えて、収支報告書に明細の記載を義務付けられていない人件費についても、国会議員関係政治団体はそのすべての支出について登録政治資金監査人による政治資金監査（注5）を受けることが義務付けられ、会計帳簿その他のチェックが行われることから、いわば国民に代わって外部性を有する第三者であり、職業的専門家でもある登録政治資金監査人が確認する制度となっているところです。

（注5）登録政治資金監査人による政治資金監査

- ① 今回の政治資金規正法の改正において、収支報告の適正の確保の観点から国会議員関係政治団体が収支報告書を提出する際に、政治資金監査が義務付けられました。
- ② 政治資金監査を行うのは、政治資金適正化委員会に登録政治資金監査人として登録を受けた弁護士、公認会計士及び税理士とされ、また、登録政治資金監査人は、政治資金監査の実施に当たっては、政治資金適正化委員会が行う政治資金監査に関する研修を修了することが要件とされています。

これにより、収支報告の適正の確保と透明性の向上が図られることとなりますが、他方、対象となる国会議員関係政治団体については、会計事務や政治資金監査、収支報告に至る各種の事務処理の増大の懸念、ひいてはそれが政治活動の自由の妨げとなるのではないかといった懸念も指摘されたところです。

このため、国会議員関係政治団体の事務負担の軽減に資するよう、もって新たな制度が円滑に施行されるよう、この手引を作成したところです。

この手引では、国会議員関係政治団体の政治活動に伴う日々の会計帳簿の記載や領収書等の管理に始まり、収支報告書の提出と少額領収書等に係る情報公開請求への対応に至るまでの事務処理を念頭に解説しています。できるだけ分かりやすいものとなるよう努めましたが、なお、お気づきの点などはご指摘頂ければ幸いです。



## 4. 手引の使い方

この手引は国会議員関係政治団体の会計責任者の方をはじめとする会計事務に携わる方々が利用されることを念頭に作成しております。

まず、6ページ以下の「5. 国会議員関係政治団体の収支報告の流れ」をご確認頂き、事務全体の流れをつかんで頂いてから、必要に応じて各事項の詳細が記載されている部分をご覧頂くことをお勧めします。

また、日々の会計処理のなかで、個別具体の事例に即してご利用頂けるよう意を用いております。収入簿や支出簿などの会計帳簿の記載と収支報告書における記載とは、経費等の性質の分類における考え方は同じですので、日々の国会議員関係政治団体の政治活動に伴う会計帳簿の記載などの際に疑問や不明な点が生じた場合には、64ページ以下の「Ⅲ. 収支報告書等の作成 B) 記載方法及び記載例」の該当箇所を中心にご覧頂くという使い方ができます。

なお、今日の政治資金規正法には長い経緯があり、その基本的な考え方と、平成19年12月の大改正の意味をご理解頂くことが、よりの確で容易な事務処理につながるものと考えますので、その意味で、是非、「Ⅰ. はじめに」「Ⅱ. 会計帳簿の備付け及び記載」「Ⅲ. 収支報告書等の作成 A) 概説」などにも一度、目を通して頂きたいと思います。

収支報告の最大の意義は、政治活動の自由の保障との兼ね合いを図りつつ、政治資金の収支の状況を国民の前に明らかにし、これに対する是非の判断は国民に委ねることにより政治資金の明朗化を図ることにあるのですから、政治団体の政治活動の決算書ともいえるべき収支報告書が国民から見て分かりやすくあらわされていることが重要です。

平成19年12月の法改正において、国会議員関係政治団体については、収支報告書の支出の明細記載対象の項目の拡大と基準額の大幅な引き下げが行われたことにより、経常経費（人件費を除く。）も政治活動費も記載基準額は1件1万円超となり、個々の支出の記載に当たって「どの項目とするか」の判断により法

的な取扱いには差が生じないこととなりました。

その意味で不透明等の批判は生じにくい制度となりましたので、今後は、ある支出をどの項目として記載するかという問題は、前記のような収支報告の意義に照らせば、国民から見た分かりやすさの問題と言っても良いと思います。

現在の収支報告書の支出に係る様式は、支出の目的によってまず大きく経常経費と政治活動費に分かれ、経常経費については経費の性質などに応じて人件費等の4項目が、政治活動費については、その目的に応じて組織活動費等の6項目が示されています。

従って、同じ物品の購入でも、その目的などによって分類項目が異なることとなり、これまでは、経常経費であれば明細の記載義務はないが、政治活動費であればその義務があることとなるなど、会計事務に携わる方々が頭を痛める場面も多かったことと思いますが、今後は、1万円超の支出であれば、どの項目として扱おうが、人件費を除けば全て収支報告書へ記載しなければならない点では同様となります。

この手引は、法令レベルでは規定されていないような支出の記載方法についてもこれまでの扱いのなかから国民から見て比較的分かりやすいと思われる代表的な記載方法を示すことに努めました。また、お問い合わせが多い点、注意が必要と思われる点などについては、目に留まりやすいよう工夫しております。

会計事務に携わる方々の事務処理の一助となることを念願しています。

## 5. 国会議員関係政治団体の収支報告の流れ

年月日	会計責任者の事務等
N年 1月1日～	<div style="border: 2px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <b>会計帳簿の備付け及び記載</b> </div> <p><b>1. 会計責任者の領収書等の徴収義務等</b></p> <p>会計経理や収支報告に厳正を期するため、会計責任者等に対し、領収書等の徴収義務が課されています。このため、国会議員関係政治団体の会計責任者等は、1円以上すべての支出の領収書等を徴収しなければなりません。また、国会議員関係政治団体のために寄附を受けた者や支出をした者等は、その明細書等を会計責任者に提出することが義務付けられています。</p> <p><b>(注意) 領収書等の保存</b></p> <p>領収書等を保存する際は、次のような点を前提とした分類整理が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 政治資金監査の対象となっていること</li> <li>・ 収支報告書の添付書類として領収書等（1万円超の支出に係るもの）の写しを提出する際は、支出の項目ごとに分類しなければならないこと</li> <li>・ 収支報告後の少額領収書等（1万円以下の支出に係るもの）の写しについて開示請求がなされた場合、支出の項目ごとに分類し、提出しなければならないこと</li> </ul> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p><b>2. 会計責任者による会計帳簿への記載</b></p> <p>会計責任者は、収入や支出について、会計帳簿に必要事項を記載し、政治資金の状況を常に明確にさせておきます。</p>
12月31日	<p><b>3. 会計帳簿の締め切り</b></p> <p>12月31日（解散等の場合には、その日）現在で会計帳簿を締め切り、会計責任者において署名押印します。</p>

年月日	会計責任者の事務等
N+1 1月1日～	<div data-bbox="400 237 772 304" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 10px;"><b>収支報告書等の作成</b></div> <p data-bbox="427 353 1422 454">会計責任者は、会計帳簿に基づき、収支報告書、徴難明細書、支出目的書を作成します。</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <div data-bbox="400 539 671 607" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 10px;"><b>政治資金監査</b></div> <p data-bbox="427 656 1436 757">会計責任者は、収支報告書、会計帳簿等について登録政治資金監査人による政治資金監査を受けます。</p>
～5月31日	<div data-bbox="400 848 772 916" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 10px;"><b>収支報告書等の提出</b></div> <p data-bbox="427 965 1436 1245">会計責任者は、5月31日までに、収支報告書、領収書等の写し等、登録政治資金監査人が作成した政治資金監査報告書を都道府県の選挙管理委員会（以下、単に「都道府県選管」といいます。）又は総務大臣（都道府県選管経由）に提出することとされています。</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <div data-bbox="229 1574 1362 1637" style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p data-bbox="272 1585 1319 1626">所管庁による収支報告書の形式審査及び要旨公表の準備</p> </div>

年月日	会計責任者の事務等
11月30日 までに	<div data-bbox="424 241 1417 434" style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p><b>収支報告書の要旨の公表</b></p> <p>総務大臣又は都道府県選管は、11月30日までに、収支報告書の要旨を官報又は公報への掲載等により公表します。</p> </div> <div data-bbox="400 479 847 546" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><b>会計帳簿等の保存義務等</b></p> </div> <p><b>1. 会計帳簿等の保存義務</b></p> <p>会計責任者は、収支報告書の要旨が公表された日から3年間、会計帳簿、明細書、領収書等、振込明細書等を保存しなければなりません。</p> <p><b>2. 少額領収書等の写しの開示請求等への対応</b></p> <p>何人も要旨公表された日から3年間、次の請求ができます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 収支報告書等の閲覧、写しの交付</li> <li>② 領収書等の写しの開示（1件1万円超）</li> <li>③ 少額領収書等の写しの開示（1件1万円以下）</li> </ol> <p>①、②は既に行政庁に提出済みのものであり、行政庁限りで対応されるものですが、③は収支報告書の要旨の公表後、開示請求があつて初めて国会議員関係政治団体が提出しなければならないものです。</p> <p>③の開示請求があつた場合、行政庁から国会議員関係政治団体に対し、少額領収書等の写しの提出命令がなされ、原則として、命令後20日以内に行政庁に提出しなければなりません。</p>
N+4年 11月30日 まで	<p><b>3. 保存義務等の終了</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国会議員関係政治団体の会計帳簿等の保存義務期間終了</li> <li>・ 総務大臣、都道府県選管に対し、開示請求等を行うことができる期間の終了</li> </ul>

---

## Ⅱ. 会計帳簿の備付け及び記載

---

### 1. 会計責任者の領収書等の徴収義務等

政治団体の会計経理は、基本的には、団体の内部事務であり、団体内部で定めた経理処理の方法にしたがって行われるべきものですが、政治資金規正法（以下、単に「法」といいます。）は、その目的である政治資金の収支の公開が適切に行われるよう、会計責任者等に一定の義務を課しています。

#### (1) 領収書等の徴収義務

国会議員関係政治団体の会計責任者は、1件1円以上すべての支出の領収書等を徴収しなければなりません（人件費に係る支出も対象となります。）。

#### (2) 第三者の明細書の提出義務等（10ページ参照）

代表者や会計責任者と意思を通じて、国会議員関係政治団体のために寄附を受けた者や支出をした者等（第三者）には、次のような義務が課されています。

##### ① 収入における法定の手続き

次のような場合に、必要事項を記載した書面を会計責任者に提出しなければなりません。

- ・ 寄附を受けた場合
- ・ 寄附のあつせんをした場合
- ・ 政治資金パーティーの対価の支払のあつせんをした場合

##### ② 支出における法定の手続き

- ・ 1件1円以上のすべての支出の領収書等を徴収しなければなりません。
- ・ 1件1円以上のすべての支出の領収書等、振込明細書を会計責任者に送付しなければなりません。
- ・ 1件1円以上のすべての支出について支出を受けた者の氏名等必要事項を記載した明細書を会計責任者に提出しなければなりません。

## 第三者が会計責任者に提出すべき書面等

	書面提出が必要な場合	提出期限	提出する書面等	
			書面	書面の記載事項
収 入	寄附を受けた場合	7日以内	明細書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 寄附者の氏名、住所、職業 (団体にあつては、名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名)</li> <li>・ 金額、年月日</li> </ul>
	寄附のあつせんをした場合	7日以内	明細書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 寄附者とあつせん者の氏名、住所、職業 (団体にあつては、名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名)</li> <li>・ 寄附の金額、年月日</li> <li>・ あつせんに係る金額、集めた期間</li> </ul>
	政治資金パーティーの対価の支払のあつせんをした場合	7日以内	明細書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支払者とあつせん者の氏名、住所、職業 (団体にあつては、名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名)</li> <li>・ 支払われた対価の金額、年月日</li> <li>・ あつせんに係る金額、集めた期間</li> </ul>
支 出	支出をした場合 (領収書等の徴収義務があります。)	直ちに	領収書等	・ 支出の目的、金額、年月日
			振込明細書	・ 支出の金額、年月日
		7日以内	明細書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支出を受けた者の氏名、住所 (団体にあつては、名称、主たる事務所の所在地)</li> <li>・ 支出の目的、金額、年月日</li> </ul>

※ 上記のほか、資金管理団体である場合に代表者が特定寄附(15ページ参照)をしたときは、代表者から会計責任者への通知が必要です。

## 2. 会計責任者による会計帳簿への記載

会計責任者は、政治団体における政治資金の収支の状況を常に把握しておくために、会計帳簿を備え、すべての「収入」、「支出」、「金銭等の運用」について、所定の事項を記載しなければなりません。

会計帳簿を備えない、記載すべきことを記載しない、虚偽の記載をする、といった行為は法に触れることとなります。

なお、会計帳簿の種類は、収入簿、支出簿、運用簿の三種類とされています。

### (1) 収入簿

#### ① 記載事項

収入簿には、政治団体の「すべての収入」及びその収入を「個人が負担する党費又は会費」、「寄附」、「機関紙誌の発行その他の事業による収入」、「借入金」、「本部又は支部から供与された交付金に係る収入」、「その他の収入」の6項目に分類した上で、それぞれ、13、14ページの表にある一定の事項を19～21ページの様式の区分に従って記載することとされています。

#### ② 記載しなければならない「収入」とは

「収入」とは、金銭、物品その他の財産上の利益の収受をいいます。財産上の利益とは金銭、物品に限らず、債務の免除、金銭・物品の無償貸与、労務の無償提供などおよそこれを受ける者にとって、財産的価値のある一切のものをいいます。なお、金銭以外の財産上の利益については、これを時価に見積もった金額を記載することとされています。また、「収入」の定義からは、政治資金の運用に係る金銭等（元本）は除かれています。



## ポイント1

法人等が負担する党費又は会費については、法により、寄附とみなされます。したがって、法による寄附の量的制限や質的制限の対象となります。

## ポイント2

利用の実態において、対価を支払うことが社会通念上相当であるようなときに、事務所、労務、物品等が無償提供されている場合においては、これらの対価に相当する金額について、「金銭以外のものによる寄附」を受けたものと考えられるため、会計帳簿や収支報告書に、「寄附」として記載する必要があります。

なお、会社、労働組合等の団体は、政党（政党支部も含む。）及び政治資金団体以外の者に対しては、政治活動に関する寄附をしてはならず、また、これに違反してされる寄附を受けることも禁止されていますが、「金銭以外のものによる寄附」もこの規制の対象となります。

## 収 入 簿 の 記 載 事 項

項 目	記 載 事 項
個人が負担する 党費又は会費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 件数、金額、納入年月日</li> <li>※ 法人等が負担する党費又は会費については、法により、寄附とみなされますので、下の「寄附」に区分します。</li> </ul>
寄附 寄附 (政党匿名寄附以外のもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 寄附者の氏名、住所、職業（団体にあつては、名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名）</li> <li>・ 金額（<u>金銭以外の財産上の利益は、時価に見積もった金額</u>）、年月日</li> <li>・ 特定寄附(注1)である場合にはその旨（資金管理団体に限られます。）</li> <li>・ 遺贈による寄附である場合にはその旨</li> <li>・ 寄附をした者が上場・外資50%超(注2)の会社である場合にはその旨(みなし1号団体(政党支部)に限られます。)</li> </ul> <p>○ 寄附のうちあつせんによるものがあるとき</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 寄附のあつせん者の氏名、住所、職業（団体にあつては、名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名）</li> <li>・ 寄附のあつせんに係る寄附の金額、集めた期間、国会議員関係政治団体に提供された年月日</li> </ul>
政党匿名 寄附(注3)	<p>(同一の日に同一の場所で受けた寄附ごとに)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 金額の合計額、年月日、場所</li> </ul> <p>(みなし1号団体(政党支部)に限られます。)</p>
機関紙誌の発行 その他の事業による収入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業の種類、種類ごとの金額、収入年月日</li> <li>・ 政治資金パーティー開催事業について、他の政治団体と共同で開催した場合にはその旨及び当該他の政治団体の名称</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 政治資金パーティー(注4)の対価に係る収入があるとき (政治資金パーティーごとに) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ その名称、開催年月日、開催場所、対価に係る収入の金額</li> <li>・ 対価の支払をした者の氏名、住所、職業(団体にあつては、名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名)</li> <li>・ 対価の支払に係る収入の金額、年月日</li> </ul> </li> <li>○ 政治資金パーティーの対価に係る収入のうちあつせんによるものがあるとき (政治資金パーティーごとに) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ その名称、開催年月日、開催場所、対価に係る収入の金額</li> <li>・ 対価の支払のあつせんをした者の氏名、住所、職業(団体にあつては、名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名)</li> <li>・ 対価の支払のあつせんに係る収入の金額、集めた期間、国会議員関係政治団体に提供された年月日</li> </ul> </li> </ul>
借入金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 借入先、借入先ごとの金額、借入年月日</li> </ul>
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交付金を供与した本部又は支部の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名</li> <li>・ 金額、年月日</li> </ul>
その他の収入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利子収入などその基因となった事実、金額、年月日</li> </ul>

## (注1)「特定寄附」、「資金管理団体」とは

「特定寄附」とは、公職の候補者（公職にある者及び公職の候補者になろうとする者を含みます。以下同じです。）が、その者が公職の候補者である間に政党から受けた政治活動に関する寄附に係る金銭等の全部又は一部に相当する金銭等を自らの資金管理団体に取り扱わせるため当該資金管理団体に対してする寄附のことをいいます。

「資金管理団体」とは、公職の候補者が、その者のために政治資金の拠出を受けるべき政治団体として、その者が代表者である政治団体のうちから指定した政治団体（1団体に限ります。）をいいます。

なお、**国会議員に係る公職の候補者の資金管理団体は、同時に、国会議員関係政治団体にも該当することとなります。**

資金管理団体の指定の効果としては、概ね次のようなものがあります。

- ・ 特定寄附については、寄附の量的制限（総枠制限、個別制限）に関する規定の適用がありません。
- ・ 特定寄附以外に、公職の候補者が自らの資金管理団体に対してする寄附については、寄附の量的制限のうち個別制限（150万円）に関する規定の適用はないものとされ、政党・政治資金団体以外の政治団体に対する個人による寄附の総枠制限（1,000万円）の範囲内において寄附することができます。
- ・ 公職の候補者は、選挙前一定期間、自己の後援団体に寄附することが禁止されていますが、自らの資金管理団体に対してする寄附は差し支えありません。

### (注2)「上場・外資50%超」とは

法第22条の5第1項本文の規定により、外国人、外国法人又はその主たる構成員が外国人若しくは外国法人である団体その他の組織（上場株式会社にあつては、外国人又は外国法人が発行済株式の総数の過半数に当たる株式を保有していたもの）から政治活動に関する寄附を受けることは、禁止されています。

ただし、この例外として、外国人又は外国法人が発行済株式の総数の過半数に当たる株式を保有していても、日本法人であつて、その発行する株式が5年以上継続して上場されているもの等については、政治活動に関する寄附が認められており、当該日本法人からの寄附については、収支報告書の備考欄に「上場・外資50%超」と記載することとなっています。

なお、この上場・外資50%超の会社が寄附をするときは、上場・外資50%超である旨を寄附を受ける政治団体に通知することとされています。

### (注3)「政党匿名寄附」とは

法では、政治資金の収支の公開を通じて政治活動の公明と公正を確保しようとする法の目的等から、匿名による政治団体への寄附を禁止しています。ただし、匿名寄附であっても次に掲げる要件のすべてを満たした寄附については、例外的に認められ、この寄附を「政党匿名寄附」といいます。

- ・ 政党又は政治資金団体に対してする寄附
- ・ 街頭又は一般に公開される演説会若しくは集会の会場において行われる寄附
- ・ 1件当たりの金額が、1,000円以下の寄附

**(注4)「政治資金パーティー」、「特定パーティー」とは**

「政治資金パーティー」とは、対価を徴収して行われる催物で、当該催物の対価に係る収入の金額から当該催物に要する経費の金額を差し引いた残額を当該催物を開催した者又はその者以外の者の政治活動に関し支出することとされているものをいいます（法第8条の2）。

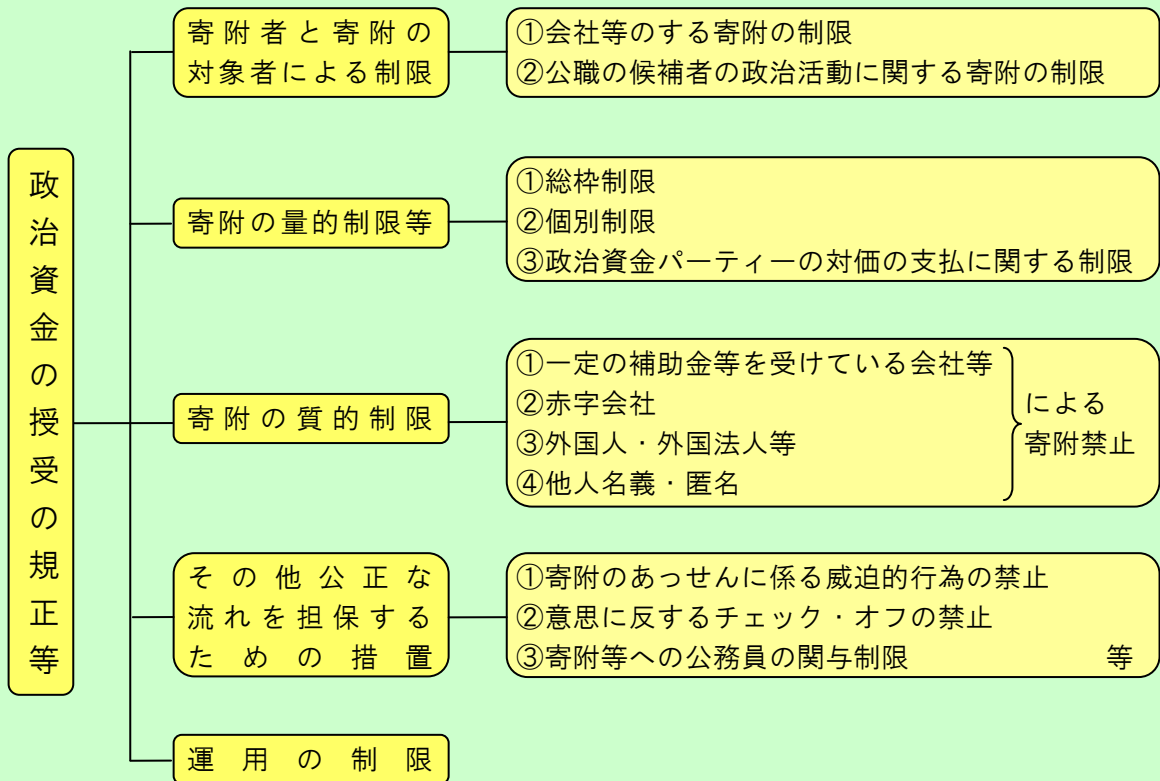
また、政治資金パーティーのうち当該政治資金パーティーの対価に係る収入の金額が1,000万円以上であるものを「特定パーティー」といいます。特定パーティー又は特定パーティーになると見込まれる政治資金パーティーについては、収支報告書に個別に明細の記載が必要となります。

なお、政治団体以外の者が特定パーティーになると見込まれる政治資金パーティーを開催する場合には、政治団体とみなされ、収支報告書の提出などが必要となります。

## 【よくあるご質問】 寄附の制限等

Q 法による寄附の制限等はどのようなものがありますか。

A 法で定められた寄附の制限等については、下の図のようなものがあります。



個々の制限のあらましについては、総務省のホームページ

([http://www.soumu.go.jp/senkyo/seiji\\_s/naruhodo01.html](http://www.soumu.go.jp/senkyo/seiji_s/naruhodo01.html))

をご覧ください。

収入簿の様式（政治資金規正法施行規則別記第13号様式）

1 収入簿

項 目	摘 要	金 額	年 月 日	備 考
1 個人の負担する党費又は会費	1 何々々 2 何々々 …… 合 計			
2の1 寄附（政党匿名寄附を除く。）				
(1) 個人からの寄附	1 何々々 2 何々々 …… 小 計			
(2) 法人その他の団体からの寄附	1 何々々 2 何々々 …… 小 計			
(3) 政治団体からの寄附	1 何々々 2 何々々 …… 小 計			
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)	小 計			
(1) 個人によるもの	1 何々々 2 何々々 …… 小 計			
(2) 法人その他の団体によるもの	1 何々々 2 何々々 …… 小 計			
(3) 政治団体によるもの	1 何々々 2 何々々 …… 小 計			
	小 計 (合 計)			
2の2 政党匿名寄附	1 何々々 2 何々々 …… 合 計			



<p>3 機関紙誌の発行その他の事業による収入</p> <p>(1) 機関紙誌の発行事業</p> <p>(2) 政治資金パーティー開催事業</p> <p>〔政治資金パーティーの対価に係る〕 収入の内訳</p> <p>ア 個人からの対価の支払</p> <p>イ 法人その他の団体からの対価の支払</p> <p>ウ 政治団体からの対価の支払</p> <p>〔政治資金パーティーの対価に係る〕 収入のうち対価の支払のあつせん によるものの内訳</p> <p>ア 個人によるもの</p> <p>イ 法人その他の団体によるもの</p> <p>ウ 政治団体によるもの</p>	<p>1 何 々々</p> <p>2 何 々々</p> <p>⋮</p> <p>小 計</p> <p>1 何 々々</p> <p>2 何 々々</p> <p>⋮</p> <p>小 計</p> <p>(1) 何 々々</p> <p>① 何 々々</p> <p>② 何 々々</p> <p>⋮</p> <p>① 何 々々</p> <p>② 何 々々</p> <p>⋮</p> <p>① 何 々々</p> <p>② 何 々々</p> <p>⋮</p> <p>計</p> <p>① 何 々々</p> <p>② 何 々々</p> <p>⋮</p> <p>① 何 々々</p> <p>② 何 々々</p> <p>⋮</p> <p>(内訳の計)</p> <p>(2) 何 々々</p> <p>⋮</p> <p>(内訳の計)</p>			
--	--	--	--	--

<p>(3) その他の事業</p>   <p>4 借入金</p>   <p>5 本部又は支部から供与された交付金に係る収入</p>   <p>6 その他の収入</p>	<p>1 何々々 2 何々々 ⋮ 小計</p> <p>1 何々々 2 何々々 ⋮ 合計</p> <p>1 何々々 2 何々々 ⋮ 合計</p> <p>1 何々々 2 何々々 ⋮ 合計</p>			
<p>収 入 の 総 額</p>				

## (2) 支出簿

### ① 記載事項

支出簿には、政治団体のすべての支出とその支出を10項目に分類した上で、それぞれ、

- ・ 支出を受けた者の氏名、住所  
(団体にあっては、名称、主たる事務所の所在地)
- ・ 支出の目的、金額、年月日

を記載することとされています。

### ② 記載しなければならない「支出」とは

「支出」とは金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付をいいます。財産上の利益とは金銭、物品に限らず、債務の免除、金銭・物品の無償貸与、労務の無償提供などおよそこれを受ける者にとって、財産的価値のある一切のものをいいます。なお、金銭以外の財産上の利益については、これを時価に見積もった金額を記載することとされています。また、「支出」の定義からは、政治資金の運用に係る金銭等（元本）は除かれています。

### ③ 支出の分類

「支出」の分類については、大きくは、経常経費（政治団体が団体として存続していくために恒常的に必要な経費）と政治活動費（政治上の主義、施策の推進、支持、反対又は公職の候補者の推薦、支持、反対等の政治活動を行っていくための活動に要する経費）に区分します。

さらに、経常経費であれば、「人件費」、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」の4項目に、政治活動費であれば、「組織活動費」、「選挙関係費」、「機関紙誌の発行その他の事業費」、「調査研究費」、「寄附・交付金」、「その他の経費」の6項目に分類することとされています。

仮に、金銭の支出により得た物品やサービスが外形的に同じものであったとしても、政治団体として、その物品やサービスがどのような目的で必要であったか、などにより分類される項目は異なります。政治団体の会計責任者等は、物品やサービスがどのような目的で必要なのかを把握し、金銭の支出については、分類基準にのっとり、その実態に応じて、いずれかの支出項目に適切に分類して下さい。

## ポイント1

支出項目の分類については、まずは、次のいずれに当てはまるのかを区分して下さい。

- 経常経費…… 政治団体が団体として存続していくために恒常的に必要な経費
- 政治活動費… 政治上の主義、施策の推進等や公職の候補者の推薦等の政治活動を行っていくための活動に要する経費

## ポイント2

次に、24、25ページの分類の基準（政治資金規正法施行規則別記第13号様式：記載要領2(5)(6)）にのっとり、29、30ページの様式の区分に従って、支出の性質、目的ごとに記載して下さい。

## 支出項目の分類の基準

支出項目	分類の基準
○経常経費	政治団体が団体として存続していくために恒常的に必要な経費
人件費	政治団体の職員（機関紙誌の発行その他の事業に従事する者を除く。）に支払われる給料、報酬、扶養手当・通勤手当・住居手当その他の諸手当の類及び健康保険料・労働保険料その他の各種保険料の類
光熱水費	電気、ガス、水道の使用料及びこれらの計器使用料等
備品・ 消耗品費	机、椅子、ロッカー、複写機、自動車（事務所用に限る。）等の備品の類及び事務用用紙、封筒、鉛筆、インク、事務服、新聞、雑誌、ガソリン等の消耗品の類の購入費
事務所費	事務所の借料損料（地代、家賃）、公租公課、火災保険料等の各種保険料、電話使用料、切手購入費、修繕料その他これらに類する経費で事務所の維持に通常必要とされるもの

支出項目	分類の基準
○政治活動費	政治上の主義、施策の推進、支持、反対又は公職の候補者の推薦、支持、反対等の政治活動を行っていくための活動に要する経費
組織活動費	当該政治団体の組織活動に要する経費（選挙に関するものを除く。）で、例えば、大会費、行事費、組織対策費、渉外費、交際費の類
選挙関係費	選挙に関して支出される経費で、例えば、公認推薦料、陣中見舞その他選挙に関して行われる政治活動に要する経費の類
機関紙誌の発行その他の事業費	<p>(ア) 機関紙誌の発行业業費 機関紙誌の発行业業に従事する者に支払われる給与、材料費、印刷費、荷造発送費、原稿料その他機関紙誌の発行に要する経費</p> <p>(イ) 宣伝事業費 機関紙誌の発行以外の政策の普及宣伝に要する経費（選挙に関するものを除く。）で、例えば、遊説費、新聞・ラジオ・テレビの広告料、ポスター・ビラ・パンフレットの作成費、宣伝用自動車の購入・維持費の類</p> <p>(ウ) 政治資金パーティー開催事業費 政治資金パーティーの開催に要する経費で、例えば、会場借上費、記念品代、講演諸経費の類</p> <p>(エ) その他の事業費 上記の(ア)、(イ)及び(ウ)以外の諸事業に要する経費</p>
調査研究費	政治活動のために行う調査研究に要する経費で、例えば、研修会費、資料費、書籍購入費、翻訳代の類
寄附・交付金	政治活動に関する寄附、賛助金、当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金、負担金の類
その他の経費	その他上記以外の政治活動に要する経費

## 【よくあるご質問】支出項目の分類

Q お茶やジュースなどの飲み物を購入した場合にどの支出項目に分類すればいいのですか。

A 金銭の支出により得た物品やサービスが外形的に同じものであったとしても、政治団体として、その物品やサービスがどのような目的で必要であったか、などにより分類される項目は異なります。

一般的な例としては、次のようなものが考えられます。

- ・ 事務所の来客用として購入した場合                      事務所費
- ・ 集会や大会の出席者用として購入した場合              組織活動費

これら以外の支出項目へ分類することもあり得ると考えられますが、いずれにしろ、政治団体の会計責任者等は、物品やサービスがどのような目的で必要なのかを把握し、金銭の支出については、その実態に応じて、適切に分類して下さい。

なお、収支報告書の記載の基本的な方針を定めることを所掌している政治資金適正化委員会において、政治団体から疑義が寄せられたものについて、27、28ページのとおり、標準的な分類例を示しています。

【参考】平成21年度第2回政治資金適正化委員会（平成21年6月4日）

資料1より抜粋

- 以下は、支出項目の区分の分類について、政治団体から疑義が寄せられたものについて、標準的な分類例を示したものである。
- 支出項目の区分の分類については、政治団体の判断により、支出の目的に応じて分類すべきものであり、以下の標準的な分類例以外の分類が認められないものではない。

番号	質 問	回 答
1	人件費にはどこまでの範囲の経費を計上できるのか。	人件費に計上すべき支出は、政治団体の職員（機関紙誌の発行その他の事業に従事する者を除く。）に支払われる給料、報酬、扶養手当・通勤手当・住居手当その他の諸手当の類及び健康保険料・労働保険料その他の各種保険料の類であり、基本的には賃金台帳に記載されるものと政治団体が使用者として負担する社会保険料等が該当する。
2	政治団体の職員の福利厚生費はどの項目に分類すべきか。	手当として政治団体の職員個人に支出するのは人件費に計上し、例えば事務所における飲食に要した経費など手当以外のものについては、すべて事務所費に計上する。
3	法人向け文具配送サービスなど、支出項目が異なる物品が一括して請求される場合はどのように計上すべきか。	物品ごとに支出の目的に応じたそれぞれの支出項目に分類の上、計上する必要がある。なお、領収書等の取扱いについては領収書等に内訳等の必要事項を付記し、必要枚数複写し、保管する方法がある。
4	駐車場代やガソリン代等支出の目的に応じて分類することが困難な場合はどうしたらよいか。	支出の目的に応じて分類することが事実上困難な場合は、ガソリン代であれば備品・消耗品費に、駐車場代であれば事務所費に一括して計上することとして差し支えない。なお、利用実態に応じて政治活動費のいずれかの項目に一括計上することも可能。
5	レタックス、インターネット回線料などの通信費はどの項目に分類すべきか。	支出の目的に応じて分類することが事実上困難な場合は、事務所費に一括して計上することとして差し支えない。なお、利用実態に応じて政治活動費のいずれかの項目に一括計上することも可能。
6	旅費や交通費はどの項目に分類すべきか。	支出の目的に応じ、事務所費又は政治活動費のいずれかの項目に分類する。
7	高速道路等通行料はどの項目に分類すべきか。	支出の目的に応じ、事務所費又は政治活動費のいずれかの項目に分類する。
8	ごみ処理費はどの項目に分類すべきか。	事務所費に分類する。



9	登録政治資金監査人に対する監査報酬はどの項目に分類すべきか。	事務所費に分類する。
10	弁護士や公認会計士に対する顧問料はどの項目に分類すべきか。	事務所費に分類する。
11	研修講師への謝礼はどの項目に分類すべきか。	支出の目的に応じ、事務所費又は政治活動費のいずれかの項目に分類する。
12	雇用関係にない者に対する支出はどの項目に分類すべきか。	雇用関係にない者としていかなる者を想定しているのかが必ずしも明らかではないが、例えばインターンやボランティアに対する支出であれば、支出の目的に応じ、事務所費又は政治活動費のいずれかの項目に分類する。
13	印鑑や名刺の作成費はどの項目に分類すべきか。	支出の目的に応じ、備品・消耗品費又は政治活動費のいずれかの項目に分類する。
14	水道の浄水器はどの項目に分類すべきか。	備品・消耗品費に分類する。
15	政治団体職員のための寮としてアパートを賃借している場合はどの項目に分類すべきか。	政治団体がアパートを借り上げて賃料を支払っている場合は事務所費に分類する。 なお、職員に対し住宅手当として支払っている場合には人件費に計上する。
16	政治家の政治資金パーティーの会費はどの項目に分類すべきか。	組織活動費の渉外費に分類する。
17	各種団体の年会費はどの項目に分類すべきか。	組織活動費の渉外費に分類する。 なお、当該団体への加入目的が調査研究目的に限定されている場合には調査研究費に計上することも考えられる。
18	慶弔費はどの項目に分類すべきか。	組織活動費の交際費に分類する。
19	OA機器等に係る経費はどの項目に分類すべきか。	OA機器等の購入費であれば、備品・消耗品費に分類する。 なお、OA機器等のリース料であれば、事務所費に計上することも考えられる。
20	事務所用として日常的に使用している自動車に係る経費（ガソリン代、自動車税、各種保険料等）はどの項目に分類すべきか。	事務所費に分類する。
21	街宣車に係る経費（ガソリン代、自動車税、各種保険料等）はどの項目に分類すべきか。	街宣車の場合は使用の目的が限定されるため、機関紙誌の発行その他の事業費の宣伝事業費に分類する。
22	振込手数料はどの項目に分類すべきか。	振込の目的に応じて分類する。ただし、目的ごとに分類することが困難な場合は事務所費に一括計上することも可能。
23	パソコンソフト等に係る経費はどの項目に分類すべきか。	パソコンソフト等の購入費であれば、備品・消耗品費に分類する。 なお、パソコンソフト等をダウンロードにより購入した場合は、事務所費に計上することも考えられる。

支出簿の様式（政治資金規正法施行規則別記第13号様式）

2 支出簿

支出の目的		金額	年月日	支出を受けた者の氏名	備考
項目	摘要				
1 経常経費					
(1) 人件費	1 何々々 2 何々々 …… 合計				
(2) 光熱水費	1 何々々 2 何々々 …… 合計				
(3) 備品・消耗品費	1 何々々 2 何々々 …… 合計				
(4) 事務所費	1 何々々 2 何々々 …… 合計				
2 政治活動費	合計				
(1) 組織活動費	1 何々々 2 何々々 …… 合計				
(2) 選挙関係費	1 何々々 2 何々々 …… 合計				
(3) 機関紙誌の発行その他の 事業費 ア 機関紙誌の発行事業費	1 何々々 2 何々々 …… 小計				

イ 宣伝事業費	1 何々 2 何々 ⋮				
	小計				
ウ 政治資金パーティー開催事業費	1 何々 2 何々 ⋮				
	小計				
エ その他の事業費	1 何々 2 何々 ⋮				
	小計				
(4) 調査研究費	1 何々 2 何々 ⋮				
	合計				
(5) 寄附・交付金	1 何々 2 何々 ⋮				
	合計				
(6) その他の経費	1 何々 2 何々 ⋮				
	合計				
支 出 の 総 額					

### (3) 運用簿

政治団体の有する金銭等の運用に関する事項について、法で認められた運用方法ごとに区分して、それぞれ一定の事項を記載することとされています。

「運用」とは金銭等を利殖その他の目的のために将来資金として回収することを前提に他の財産の形態に変えることをいい、法では次の方法に限定されています。

- ① 銀行その他の金融機関への預金又は貯金
- ② 国債証券、地方債証券、政府保証証券等の取得
- ③ 金銭信託で元本補てん契約のあるもの

運用簿には、32ページの表にある一定の事項を33ページの様式の区分に従って、記載して下さい。

## 運用簿の記載事項

項 目	記 載 事 項
預金又は貯金 ※ 次のものを除く。 ・ 普通預金 ・ 当座預金 ・ 普通貯金	○ 預け入れたとき <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 預金又は貯金の種類</li> <li>・ 金融機関の名称、所在地</li> <li>・ 金額、年月日</li> </ul> ○ 払戻しを受けたとき <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 預金又は貯金の種類</li> <li>・ 金融機関の名称、所在地</li> <li>・ 金額、年月日</li> </ul>
国債証券等	○ 取得したとき <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国債証券等の種類及び銘柄</li> <li>・ 取得先の名称、所在地（又は氏名、住所）</li> <li>・ 取得の価額、年月日</li> </ul> ○ 譲渡し、又は償還を受けたとき <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国債証券等の種類及び銘柄</li> <li>・ 譲渡先の名称、所在地（又は氏名、住所）</li> <li>・ 譲渡又は償還の価額、年月日</li> </ul>
金銭信託	○ 信託したとき <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受託者の名称、所在地</li> <li>・ 信託した金銭の額</li> <li>・ 信託の設定年月日、期間</li> </ul> ○ 金銭信託が終了したとき <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受託者の名称、所在地</li> <li>・ 委託者（国会議員関係政治団体）に帰属した金銭の額</li> <li>・ 信託の終了年月日</li> </ul>

## 運用簿の様式（政治資金規正法施行規則別記第13号様式）

### 3 運用簿

運用の目的		預入れ等に係る事項		払戻し等に係る事項				備考
項目	摘要	金額	年月日	金額 (a)	預入れ等に係る金銭等の金額 (b)	収入金額 (a)-(b)	年月日	
1 預金又は貯金	1 何々々							
	2 何々々							
	⋮							
2 国債証券等	1 何々々							
	2 何々々							
	⋮							
3 金銭信託	1 何々々							
	2 何々々							
	⋮							

### 3. 会計帳簿の締め切り

会計帳簿は、3つの帳簿ともそれぞれ、毎年12月31日（解散等の場合は、その日）現在で締め切り、会計責任者において署名押印することとされています。

---

## Ⅲ. 収支報告書等の作成

---

### A) 概説

収支報告書とは、政治団体の収入、支出の総額やこれらの明細などを記載した報告書をいい、毎年12月31日現在（解散等の場合には、その日現在）で作成されるものです。この収支報告書は、当該政治団体の1年間の収入及び支出の状況等に関する決算書ともいべきものです。

収支報告書については、12月31日までに作成された会計帳簿に沿って、その会計処理の実態に即して作成されるべきものであり、提出に際しては、「真実に相違ない」旨の宣誓書も併せて提出することとなっています。

収支報告書の要旨は官報又は都道府県の公報によって公表されるとともに、収支報告書そのものも閲覧又は写しの交付の対象となっており、収支報告書は、政治団体の政治資金の収支を国民の前に公開するという法の目的から見て、極めて重要な役割を担うものです。

35ページからの収支報告書の記載事項等についての概説を理解頂き、64ページ以下の記載方法及び記載例を参考にして、国民から見て分かりやすい収支報告書等の作成に努めて下さい。

## 1. 収支報告書に記載すべき事項

収支報告書には、その年におけるすべての収入及び支出その他の事項について次の(1)から(3)までにそれぞれ掲げるもの（これらの事項がないときはその旨）を記載しなければなりません。なお、収入や支出の考え方は、会計帳簿におけるものと同じですので詳しくは、収入は11ページ～、支出は22ページ～をご覧ください。

### (1) 収入

#### ① 収入の総額

「収入」とは、金銭、物品その他の財産上の利益の収受をいいます。財産上の利益とは金銭、物品に限らず、債務の免除、金銭・物品の無償貸与、労務の無償提供などおよそこれを受ける者にとって、財産的価値のある一切のものをいいます。なお、金銭以外の財産上の利益については、これを時価に見積もった金額を記載することとされています。

また、「収入」の定義からは、政治資金の運用に係る金銭等（元本）は除かれています。

#### ② 収入の項目ごとの金額

「収入」については、その基因となった事実により、「個人が負担する党費又は会費」、「寄附」、「機関紙誌の発行その他の事業による収入」、「借入金」、「本部又は支部から供与された交付金に係る収入」、「その他の収入」の6項目に分類して記載します。

なお、資金管理団体にあつては、特定寄附（15ページ参照）の総額も併せて記載します。

#### ③ 上記(①、②)のほか、次の事項

36～38ページの表にある一定の事項を記載することとされています。



## 収 支 報 告 書 の 記 載 事 項 ( 収 入 )

項 目		記 載 事 項
個人が負担する 党費又は会費		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 金額、納入者の数</li> <li>※ 法人等が負担する党費又は会費については、法により、寄附とみなされますので、下の「寄附」に区分します。</li> </ul>
寄附	寄附 (政党匿名寄附以外のもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が<b>年間5万円を超えるものがある場合</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 寄附者の氏名、住所、職業（団体にあつては、名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名）</li> <li>・ 金額（<u>金銭以外の財産上の利益は、時価に見積もった金額</u>）、年月日</li> <li>・ 特定寄附である場合にはその旨</li> <li>・ 遺贈による寄附である場合にはその旨</li> <li>・ 寄附をした者が上場・外資50%超の会社である場合はその旨</li> </ul> </li> <li>※ 年間5万円以下の寄附であっても、<b>課税上の優遇措置（39ページ参照）を受けようとするもの</b>については、金額の多寡にかかわらず、次の事項を記載しなければなりません。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 寄附者の氏名、住所、職業</li> <li>・ 金額、年月日</li> </ul> </li> <li>○ 寄附のうちあつせんによるもので、同一の者によつてあつせんをされた金額の合計額が<b>年間5万円を超えるものがある場合</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 寄附のあつせん者の氏名、住所、職業（団体にあつては、名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名）</li> <li>・ 寄附のあつせんに係る寄附の金額、集めた期間、国会議員関係政治団体に提供された年月日</li> </ul> </li> </ul>
	政党匿名寄附	<p>(同一の日に同一の場所で受けた寄附ごとに)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 金額の合計額、年月日、場所</li> </ul>

<p>機関紙誌の発行 その他の事業による収入</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業の種類、種類ごとの金額</li> <li>・ 政治資金パーティーを他の政治団体と共同で開催した場合にはその旨及び当該他の政治団体の名称</li> </ul> <p>○ 特定パーティー又は特定パーティーになると見込まれる政治資金パーティーの対価に係る収入がある場合（17ページ参照）</p> <p>（これらのパーティーごとに）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ その名称、開催年月日、開催場所、対価に係る収入の金額</li> <li>・ 対価の支払をした者の数</li> <li>・ 報告書に記載すべき収入があった年の前年以前において收受されたものがある場合には、前年以前において收受されたものに係る収入の金額及び対価の支払をした者の数</li> <li>・ 他の政治団体と共同で開催した場合にはその旨及び当該他の政治団体の名称</li> </ul> <p>○ 一の政治資金パーティーの対価に係る収入のうち、<u>同一の者からの対価の支払</u>で、その金額の<b>合計額が20万円を超えるものがある場合</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対価の支払をした者の氏名、住所、職業（団体にあつては、名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名）</li> <li>・ 対価の支払に係る収入の金額、年月日</li> <li>・ 報告書に記載すべき収入があった年の前年以前において收受されたものがある場合には、前年以前において收受されたものに係る収入の金額及び年月日</li> </ul>
--------------------------------	--

	<p>○ 一の政治資金パーティーの対価に係る収入のうち、<u>同一の者によって対価の支払のあつせんをされたもので、その金額の合計額が20万円を超えるものがある場合</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対価の支払のあつせんをした者の氏名、住所、職業（団体にあつては、名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名）</li> <li>・ 対価の支払のあつせんに係る収入の金額、集めた期間、国会議員関係政治団体に提供された年月日</li> </ul>
借入金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 借入先、借入先ごとの金額</li> </ul>
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交付金を供与した本部又は支部の名称、主たる事務所の所在地</li> <li>・ 金額、年月日</li> </ul>
その他の収入	<p>○ 1件当たりの金額（数回にわたってされたときは、その合計金額）が<u>10万円以上のものがある場合</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ その基因となった事実</li> <li>・ 金額、年月日</li> </ul>

## 【よくあるご質問】課税上の優遇措置

Q 1 個人が政治活動に関する寄附をした場合、どのような優遇措置があるのですか。

A 1 個人献金にかかる優遇措置の内容は、個人が拠出した政治活動に関する寄附のうち一定の要件に該当するものについては、いわゆる所得控除として、寄附者の所得税の計算上、所得から一定額を控除することとされています。

また、政党・政治資金団体に対する個人の寄附については、税額控除制度も設けられており、寄附者の課税所得ではなく、税額そのものから一定額が控除されます。所得控除制度と税額控除制度はどちらかを選択することとなっています。

## 【よくあるご質問】課税上の優遇措置

Q 2 どのような場合に、優遇措置が受けられるのですか。

A 2 次のような要件があります。

① 個人の寄附

個人がする「政治活動に関する寄附」が対象です。

② 寄附の相手方

国会議員関係政治団体に限っていえば次の政治団体です。

- ・ みなし1号団体（政党支部）
- ・ 2号団体（1号かつ2号に該当する政治団体も対象となります。）

③ 優遇措置の内容

- ・ みなし1号団体（政党支部）の場合

所得控除制度と税額控除のいずれかを選択できます。

- ・ 2号団体

所得控除制度の適用を受けられます。ただし、公職の候補者が現職でない場合は、選挙に立候補した日が属する年とその前年にされた寄附のみが対象となります。

④ 収支報告書への記載

国会議員関係政治団体が提出する収支報告書に優遇措置の適用を受けようとする寄附者の氏名、住所、職業、寄附の金額、年月日が記載されていることが必要です。寄附の金額が年間5万円以下であっても、優遇措置の適用を受ける場合には、同様の記載が必要です。

⑤ 適用除外

- ・ 量的制限など法の規定に違反する寄附
- ・ 寄附者に特別の利益が及ぶ寄附（個別には税務署で判断しますが、例えば、議員が自己の資金管理団体に寄附をする場合などが考えられます。）

## (2) 支出

### ① 支出の総額

「支出」とは金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付をいいます。財産上の利益とは金銭、物品に限らず、債務の免除、金銭・物品の無償貸与、労務の無償提供などおよそこれを受ける者にとって、財産的価値のある一切のものをいいます。なお、金銭以外の財産上の利益については、これを時価に見積もった金額を記載することとされています。

また、「支出」の定義からは、政治資金の運用に係る金銭等（元本）は除かれています。

### ② 支出の項目ごとの金額

「支出」については、大きくは、経常経費（政治団体が団体として存続していくために恒常的に必要な経費）と政治活動費（政治上の主義、施策の推進、支持、反対又は公職の候補者の推薦、支持、反対等の政治活動を行っていくための活動に要する経費）とに区分します。さらに、経常経費であれば、「人件費」、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」の4項目に、政治活動費であれば、「組織活動費」、「選挙関係費」、「機関紙誌の発行その他の事業費」、「調査研究費」、「寄附・交付金」、「その他の経費」の6項目に分類します。

仮に、金銭の支出により得た物品やサービスが外形的に同じものであったとしても、政治団体として、その物品やサービスがどのような目的で必要であったかなどにより分類される項目は異なります。政治団体の会計責任者等は、物品やサービスがどのような目的で必要なのかを把握し、金銭の支出については、分類の基準にのっとり、その実態に応じて、いずれかの支出項目に適切に分類して下さい。

## 支出項目の分類の基準（再掲）

支出項目	分類の基準
○経常経費	政治団体が団体として存続していくために恒常的に必要な経費
人件費	政治団体の職員（機関紙誌の発行その他の事業に従事する者を除く。）に支払われる給料、報酬、扶養手当・通勤手当・住居手当その他の諸手当の類及び健康保険料・労働保険料その他の各種保険料の類
光熱水費	電気、ガス、水道の使用料及びこれらの計器使用料等
備品・ 消耗品費	机、椅子、ロッカー、複写機、自動車（事務所用に限る。）等の備品の類及び事務用用紙、封筒、鉛筆、インク、事務服、新聞、雑誌、ガソリン等の消耗品の類の購入費
事務所費	事務所の借料損料（地代、家賃）、公租公課、火災保険料等の各種保険料、電話使用料、切手購入費、修繕料その他これらに類する経費で事務所の維持に通常必要とされるもの

支出項目	分類の基準
○政治活動費	政治上の主義、施策の推進、支持、反対又は公職の候補者の推薦、支持、反対等の政治活動を行っていくための活動に要する経費
組織活動費	当該政治団体の組織活動に要する経費（選挙に関するものを除く。）で、例えば、大会費、行事費、組織対策費、渉外費、交際費の類
選挙関係費	選挙に関して支出される経費で、例えば、公認推薦料、陣中見舞その他選挙に関して行われる政治活動に要する経費の類
機関紙誌の発行その他の事業費	(ア) 機関紙誌の発行业業費 機関紙誌の発行业業に従事する者に支払われる給与、材料費、印刷費、荷造発送費、原稿料その他機関紙誌の発行に要する経費
	(イ) 宣伝事業費 機関紙誌の発行以外の政策の普及宣伝に要する経費（選挙に関するものを除く。）で、例えば、遊説費、新聞・ラジオ・テレビの広告料、ポスター・ビラ・パンフレットの作成費、宣伝用自動車の購入・維持費の類
	(ウ) 政治資金パーティー開催事業費 政治資金パーティーの開催に要する経費で、例えば、会場借上費、記念品代、講演諸経費の類
	(エ) その他の事業費 上記の(ア)、(イ)及び(ウ)以外の諸事業に要する経費
調査研究費	政治活動のために行う調査研究に要する経費で、例えば、研修会費、資料費、書籍購入費、翻訳代の類
寄附・交付金	政治活動に関する寄附、賛助金、当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金、負担金の類
その他の経費	その他上記以外の政治活動に要する経費



③ 前記（①、②）のほか、次に掲げる事項

国会議員関係政治団体については、1件当たりの金額（数回にわたって支払われたときは、その合計金額）が、1万円を超える支出（人件費以外）について、次の事項を記載することとされています。

- 支出を受けた者の氏名、住所  
（団体にあつては、名称、主たる事務所の所在地）
- 支出の目的、金額、年月日

【参考】支出の明細の記載及び領収書等の写し等の添付の基準

	国会議員関係 政治団体  (平成21年分から)	資金管理団体 (国会議員関係 政治団体以外)  (平成20年分から)	その他の政治団体 (国会議員関係 政治団体及び資 金管理団体以外)
○経常経費			
人件費	×	×	×
光熱水費	1万円超	5万円以上	×
備品・消耗品費	1万円超	5万円以上	×
事務所費	1万円超	5万円以上	×
○政治活動費			
組織活動費	1万円超	5万円以上	5万円以上
選挙関係費	1万円超	5万円以上	5万円以上
機関紙誌の発行 その他の事業費	1万円超	5万円以上	5万円以上
調査研究費	1万円超	5万円以上	5万円以上
寄附・交付金	1万円超	5万円以上	5万円以上
その他の経費	1万円超	5万円以上	5万円以上

※ 「×」は記載・添付不要を表します。

※ 年の途中で国会議員関係政治団体以外の政治団体の期間があつた場合には、その期間の記載・添付については政治団体の区分に応じ、右の欄の基準となります。

## 【よくあるご質問】「1件当たりの金額」

Q 収支報告書に支出の明細を記載するかどうかは、1件当たりの金額で判断するとのことですが、法第12条第1項の「1件当たりの金額（数回にわたってされたときは、その合計金額）」の「数回にわたってされたときは、その合計金額」とはどのような意味ですか。

A 例えば、政治団体が1台6万円の事務用機器を購入し、一括支払いをした場合には、収支報告書にその明細を記載する必要がありますが、毎月5千円ずつ12回に分割して支払う場合にも、収支報告書に明細を記載する必要がありますのか、という問題があります。

これは、「1件」の意味を、①一の債権債務関係をいうものと解するのか、②1回の支払行為としてとらえるのかによって異なってきます。

お尋ねの「1件当たりの金額（数回にわたってされたときは、その合計金額）」とは、収支報告書の記載に際しては、①であることを明確にするための規定であり、分割払い等であっても、その合計金額により、収支報告書に明細を記載するかどうかを判断することになります。

一方で、契約等にもよりますが、同じように毎月5千円ずつ支払っていても、新聞代のように、月毎に一の債権債務関係が確定しているような場合には、一ヶ月の支払額により、収支報告書に支出の明細を記載するかどうかを判断することになります。

### (3) 資産等

12月31日において有する資産等（下の表に掲げる資産及び借入金）について、当該資産等の区分に応じ、下の表に掲げる事項を記載することとされています。

#### 収支報告書の記載事項（資産等）

項目	記載事項
土地	・ 所在、面積、利用の現況（※） ・ 取得の価額、年月日
建物	・ 所在、床面積、利用の現況（※） ・ 取得の価額、年月日
建物の所有を目的とする 地上権又は土地の賃借権	・ 権利に係る土地の所在、面積、利用の現況（※） ・ 権利の取得の価額、年月日
取得の価額が 100万円を超える動産	・ 品目、数量 ・ 取得の価額、年月日
預金又は貯金 （普通預金、当座預金、 普通貯金を除く。）	・ 預金又は貯金の残高
金銭信託	・ 信託している金銭の額、信託の設定年月日
有価証券	・ 種類、銘柄、数量 ・ 取得の価額、年月日
出資による権利	・ 出資先、出資先ごとの金額、年月日
貸付先ごとの残高が 100万円を超える貸付金	・ 貸付先、貸付残高
支払われた金額が 100万円を超える敷金	・ 支払先 ・ 支払われた敷金の金額、年月日
取得の価額が100万円を超 える施設の利用に関する権利	・ 種類、対象となる施設の名称 ・ 取得の価額、年月日
借入先ごとの残高が 100万円を超える借入金	・ 借入先、借入残高

※ 「利用の現況」については資金管理団体に限り、記載が必要となります。

## 2. 作成すべき添付資料

収支報告書を提出する際には、次の書面を併せて作成し、提出する必要があります。

① 領収書等の写し

また、領収書等を徴し難かった支出がある場合は、次の②又は③の書面を作成し、併せて提出する必要があります。

② 領収書等を徴し難かった支出の明細書（以下「徴難明細書」といいます。）

③ 支出の目的を記載した書面（以下「支出目的書」といいます。）及び  
振込明細書の写し

これらは、収支報告書に支出の明細の記載が必要とされる個々の支出を証するための書類ですので、提出の基準は、収支報告書の明細の記載と同じ基準であり、国会議員関係政治団体については、原則として1件1万円超の支出（人件費以外）について、提出が必要です。

また、国会議員関係政治団体については、領収書等について1円以上すべての支出の徴収義務があるのと同様に、次の2つのことから、徴難明細書、支出目的書についても1円以上すべての支出について作成する必要があります。

- ・ 登録政治資金監査人による政治資金監査において、1円以上すべての支出が監査の対象となっていること
- ・ 少額領収書等の写しの開示制度により、1円以上すべての支出（人件費以外）が開示の対象となっていること

なお、領収書等の写し及び振込明細書の写しについては、複写機により複写したものに限られています。

【参考】支出の明細の記載及び領収書等の写し等の添付の基準（再掲）

	国会議員関係 政治団体  (平成21年分から)	資金管理団体 (国会議員関係 政治団体以外)  (平成20年分から)	その他の政治団体 (国会議員関係 政治団体及び資 金管理団体以外)
○経常経費			
人件費	×	×	×
光熱水費	1万円超	5万円以上	×
備品・消耗品費	1万円超	5万円以上	×
事務所費	1万円超	5万円以上	×
○政治活動費			
組織活動費	1万円超	5万円以上	5万円以上
選挙関係費	1万円超	5万円以上	5万円以上
機関紙誌の発行 その他の事業費	1万円超	5万円以上	5万円以上
調査研究費	1万円超	5万円以上	5万円以上
寄附・交付金	1万円超	5万円以上	5万円以上
その他の経費	1万円超	5万円以上	5万円以上

※ 「×」は記載・添付不要を表します。

※ 年の途中に国会議員関係政治団体以外の政治団体の期間があった場合には、その期間の記載・添付については政治団体の区分に応じ、右の欄の基準となります。

### ① 領収書等の写し

法における「領収書等」とは、「当該支出の目的、金額及び年月日を記載した領収書その他の支出を証すべき書面」のことであります。

「支出を証すべき書面」ですので、いわゆる契約書や請求書などの支出が未だ行われていない時点で発行されたものは、これに該当しません。

なお、領収書等の写しについては、複写機により日本工業規格A列四番の用紙に複写したものに限られています。

また、領収書等の写しは、支出項目ごとに分類して提出する必要があります。

### ② 徴難明細書

領収書等を徴し難い事情があったときは、①の領収書等の写しに代えて、次の事項を記載した徴難明細書を提出する必要があります。

- ・ 領収書等を徴し難い事情があった旨
- ・ 支出の目的
- ・ 金額
- ・ 年月日

### ③ 支出目的書及び振込明細書の写し

領収書等を徴し難い事情があったときで、金融機関への振込みによる支出に係るものについては、支出目的書と金融機関が作成した振込みの明細書（振込明細書）の写しをもって、②の徴難明細書に代えることができます。

なお、振込明細書の写しについては、複写機により日本工業規格A列四番の用紙に複写したものに限られます。

また、支出目的書と振込明細書の写しは、支出項目ごとに分類して提出する必要があります。

※ 支出目的書については、これまで政治資金規正法施行規則第16号様式によるものとされておりましたが、平成24年4月の政治資金規正法施行規則の改正等により、振込明細書に支出の目的が記載されているとき（会計責任者が当該振込明細書の余白に支出の目的を記載した場合を含みます。）は、当該振込明細書の写しをもって、支出目的書とすることができることとなりましたので、振込明細書に支出の目的が記載されているときは、支出目的書を別途、第16号様式によって作成し、提出することは不要となりました。

## 【よくあるご質問】国会議員関係政治団体の異動と収支報告書の記載等

Q 1 1号団体に該当する政治団体は、すべての支出に係る領収書等の徴収・保存義務、1万円超の支出の明細の収支報告書への記載義務等はいつの時点からいつの時点まで適用されますか。

A 1 1号団体に該当する政治団体は、すべての支出に係る領収書等の徴収・保存義務、人件費以外の経費で1件1万円超の支出に関する収支報告書への明細の記載義務等は、「1号団体に該当した日（国会議員に係る公職の候補者が当該政治団体の代表者となった日等）」の支出から適用され、「1号団体に該当しなくなった日（国会議員に係る公職の候補者が当該政治団体の代表者でなくなった日等）」の支出から適用されなくなります。

なお、多くの資金管理団体のように1号団体と2号団体の両方に該当する政治団体に係るこれらの義務も、「1号団体に該当した日（国会議員に係る公職の候補者が当該政治団体の代表者となった日等）」の支出から適用されます。

Q 2 2号団体に該当する政治団体は、すべての支出に係る領収書等の徴収・保存義務、1万円超の支出の明細の収支報告書への記載義務等はいつの時点からいつの時点まで適用されますか。

A 2 2号団体に該当する政治団体は、すべての支出に係る領収書等の徴収・保存義務、人件費以外の経費で1件1万円超の支出に関する収支報告書への明細の記載義務等は、「2号団体に該当する旨の届出をした日」の支出から適用され（法第19条の12）、「2号団体に該当しなくなった日」の支出から適用されなくなります。

この場合の「2号団体に該当しなくなった日」とは、例えば、

- ① 推薦し、又は支持していた国会議員に係る公職の候補者から国会議員関係政治団体に該当しなくなった旨の通知を受けた場合は、「通知を行った者が国会議員に係る公職の候補者でなくなった日」のことをいい、
- ② 団体の目的の変更などにより2号団体に該当しなくなった場合は、「2号団体に該当していた政治団体の本来の目的が国会議員に係る公職の候補者を推薦又は支持することではなくなった日」のことをいいます。

## 【よくあるご質問】国会議員関係政治団体の異動と収支報告書の記載等

Q 3 年の途中で国会議員関係政治団体でなくなった場合、領収書等の徴収義務や収支報告書への明細の記載基準はどのようになりますか。逆に、年の途中で国会議員関係政治団体となった場合についてはどうですか。

A 3 すべての支出に係る領収書等の徴収義務及び人件費以外の経費で1件1万円超の支出に関する収支報告書への明細の記載義務は、基本的には、国会議員関係政治団体である間に行った支出についてのみ課せられます（法第19条の9、第19条の10）。

したがって、年の途中で国会議員関係政治団体でなくなった場合には、すべての支出に係る領収書等の徴収義務は国会議員関係政治団体でなくなった日から課せられなくなり、その日からは、国会議員関係政治団体以外の政治団体として、1件5万円以上の支出について領収書等を徴収すれば足りることとなります。

また、人件費以外の経費で1件1万円超の支出に関する収支報告書への明細の記載についても、国会議員関係政治団体であった日までの支出に関しては必要ですが、国会議員関係政治団体でなくなった日以後の支出については、政治活動費で1件5万円以上の支出（国会議員関係政治団体には該当しない資金管理団体となった場合には、人件費以外の経費で1件5万円以上の支出）に関して明細を記載すれば足りることとなります。

逆に、年の途中で国会議員関係政治団体になった場合には、基本的には、国会議員関係政治団体になった日以後、すべての支出に係る領収書等を徴収・保存し、その日以後の支出については、人件費以外の経費で1件1万円超の支出に関しその明細を収支報告書に記載しなければなりません。

ただし、2号団体については、2号団体となった日からではなく、2号団体である旨の届出をした日からこれらの特別な義務が発生することとなります（法第19条の12）。



## 【よくあるご質問】領収書関係

Q 1 法における「領収書等」は、当該支出の「目的」、「金額」、「年月日」を記載した領収書その他の支出を証すべき書面とのことですが、これらの記載すべき事項が記載されていない場合は、「領収書等」に該当しないのですか。

A 1 法における「領収書等」は、当該支出の「目的」、「金額」、「年月日」の三事項が記載されていなければなりませんので、1つでも欠ければ、法の「領収書等」に該当しません。一般的な領収書において、「目的」とは「ただし、〇〇代として」など何に支出されたのかが分かるような記載を、「金額」とは当該支出の金額を、「年月日」とは当該支出の日付をいいます。

Q 2 領収書等を紛失した場合は、「領収書等を徴し難い事情」に該当しますか。

A 2 このような場合は、領収書等を一度徴していますから、「領収書等を徴し難い事情」には該当しません。

Q 3 振込みの方法により支出した場合、金融機関から交付される振込明細書は、領収書等に該当しますか。

A 3 金融機関から交付される振込明細書は、金融機関が政治団体から委任を受けて一定金額を受け取ったことを証する書面にすぎず、「支出を受けた者」からの領収書等には該当しないと解されます。

また、金融機関から交付される振込明細書は、領収書等の定義である「当該支出の目的、金額及び年月日を記載した領収書その他の支出を証すべき書面」という要件のうち、一般的に「支出の目的」が記載されていないことから「領収書等」に該当しません。

このため、振込みによる支出で領収書等が交付されない場合には、「領収書等を徴し難い事情があった場合」に該当するものとして、収支報告書の提出の際に添付すべき「領収書等の写し」の代わりに、

- ・「振込明細書の写し」と「支出目的書」（振込明細書に支出の目的が記載されている場合（会計責任者が当該振込明細書の余白に支出の目的を記載した場合を含みます。）、支出目的書を別様にて提出することは不要。）

又は

- ・「徴難明細書」

の提出により対応していただくこととなります。



## 【よくあるご質問】領収書関係

Q6 具体的な事例について、それぞれ「領収書等」に該当するのか教えてください。

A6 収支報告書の記載の基本的な方針を定めること等を所掌している政治資金適正化委員会において、政治資金監査における取扱いとして、次のような見解を示していますので、ご参考にして下さい。なお、「領収書等に該当」としているものであっても、支出の目的、金額及び年月日（以下「三事項」といいます。）が記載されていることが前提となっています。

<p>国税領収証書は、領収書等として認められるか。</p>	<p>領収書等に該当します。</p>
<p>自動車税納税通知書兼領収証書は、領収書等として認められるか。</p>	<p>領収書等に該当します。</p> <p>なお、領収証書と一緒に交付される自動車検査用の「自動車税納税証明書」は、支出の金額が記載されていないため領収書等には該当しません。</p>
<p>公共料金等の請求書兼口座引落しの案内は、領収書等として認められるか。また、パソコン上で確認する形式のものかどうか。</p>	<p>公共料金等で翌月分の請求書に前月分の口座引落しの案内が添付されている場合、口座引落しの案内については、領収書等に該当します。また、パソコン上で確認する形式のものについても、出力した書面をもって領収書等として取り扱うことで差し支えありません。</p>
<p>振込明細書は振込手数料の領収書等に該当するのか。</p>	<p>領収書等に該当します。</p>
<p>デパートやコンビニ等で発行されるあて名の記載されていないレシートは、領収書等として認められるか。</p>	<p>政治資金規正法上の領収書等とは「支出の目的、金額及び年月日を記載した領収書その他の支出を証すべき書面」とされており、通常、レシートにはこれらの項目が記載されていますので、政治資金規正法上の領収書等に該当します。</p> <p>なお、法の規定上、あて名の記載までは求められていませんが、政治資金監査においては、国会議員関係政治団体においてあて名を備えた領収書等の徴収が徹</p>

	<p>底されれば政治資金に関する収支報告の適正の確保に資すること等から、収支報告書と併せて写しが提出される1件当たりの金額が1万円を超える支出（人件費以外の経費の支出に限る。）に係る領収書等については、あて名の確認等が求められています。</p> <p>このほか、領収書等については法令に基づきその写しが公表される場合があることにもご留意ください。</p>
<p>運送会社の代金引換を利用した際に発行される書面は、領収書等として認められるか。</p>	<p>運送会社が財・サービス等の購入先と代理受領契約を結び代金引換サービスをする際に発行する書面に支出の目的、金額、年月日が記載されている場合は、政治資金規正法上の領収書等に該当します。</p>
<p>国会議員関係政治団体の事務職員が、当該団体のために、当該事務職員名義で、携帯電話についての契約を締結している場合であって、当該事務職員の口座から当該契約による費用が引き落とされ、その後当該団体のための費用相当分の精算を行った場合、当該団体は、領収書等として何を保存すべきか。</p>	<p>政治団体の事務職員が、当該団体のために、当該事務職員名義で携帯電話についての契約を締結している場合であって、当該事務職員の口座から当該契約による費用が引き落とされ、その後、政治団体から当該団体のための費用相当分の精算を受けたときは、この精算は、政治団体内部の事務処理として、政治団体の事務職員に渡したものであると考えられます。</p> <p>したがって、当該事務職員が携帯電話会社から徴した領収書等を、国会議員関係政治団体の領収書等として保存すべきです。</p> <p>なお、この場合、当該契約に係る支出の領収書等のあて名に国会議員関係政治団体の事務職員の氏名が記載されていても、やむを得ないものと考えます。</p>
<p>貯金事務センターが発行する振替受払通知票は、振替口座利用手数料の領収書等として認められるか。</p>	<p>領収書等に該当します。</p>

公共料金やネット販売の代金などを金融機関やコンビニエンスストアにおいて払込取扱票等を用いて支払った場合に、金融機関やコンビニエンスストアが発行する書面は、どのように取扱えばよいか。

公共料金等を金融機関やコンビニエンスストアにおいて払込取扱票等を用いて支払った場合に、金融機関等から受領する書面（以下「払込金受領証」という。）については、まず、支出の目的、金額、年月日の記載の有無を確認することになります。

支出の目的、金額、年月日がすべて記載されている場合には、政治団体の会計責任者は当該払込金受領証の写しを収支報告書と併せて提出することになります。また、政治資金監査上は、払込金受領証の記載事項と会計帳簿の記載事項を確認することになります。

一方、払込金受領証には、支出の金額及び年月日は記載されているが、支出の目的が記載されていない場合があり、その場合には、受領印を確認し、支払った場所に応じて、以下の①、②のとおり当該書面の取扱いが異なることに留意が必要です。

①金融機関において支払った場合

金融機関が発行する払込金受領証で支出の目的が記載されていないものは、政治資金規正法上の振込明細書に該当します。

この場合において、会計責任者が当該払込金受領証の余白に支出の目的を追記するか、又は別様で支出目的書を作成の上、当該払込金受領証の写しを提出することになります。また、政治資金監査においては、当該払込金受領証等の記載事項と会計帳簿の記載事項を確認することになります。

②コンビニエンスストアなど金融機関以外で支払った場合

コンビニエンスストア等が発行する払込金受領証で支出の目的が記載されていないものは、政治資金規正法上の領収書等には該当しません。また、金融機関が発行したものではないことから、振込

明細書にも該当しません。

コンビニエンスストアで支払う場合は、定型の様式による収納代行であり、払込金受領証に代えて支出の目的が記載された領収書が発行されることは商慣習上困難であることから、一般的に領収書等を徴し難かった事情に該当すると考えられます。この場合には、領収書等を徴し難かった支出の明細書を作成することになります。

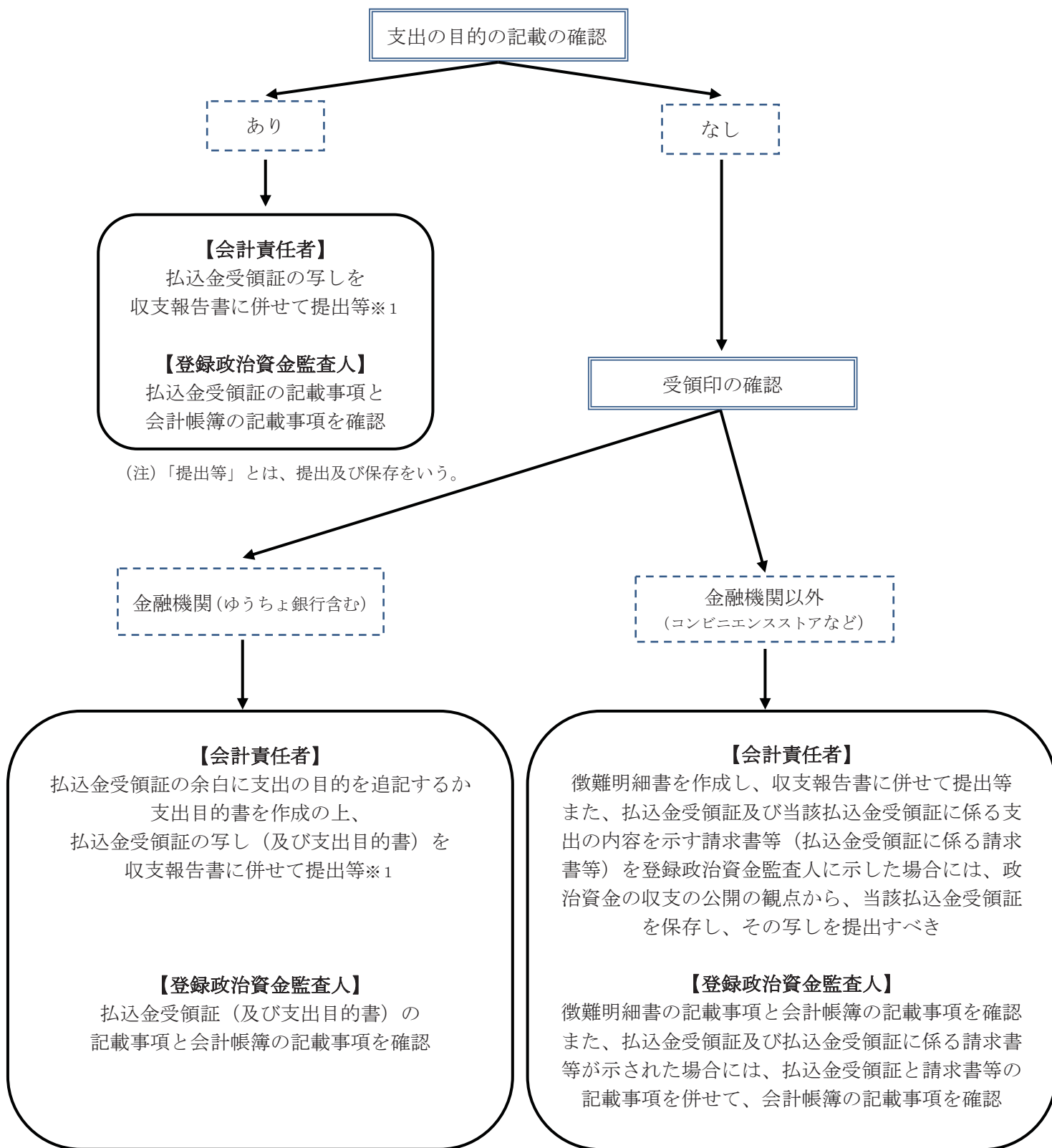
なお、支出の目的の記載のない払込金受領証については、政治資金監査上は、当該支出の内容を示す請求書等の書類（以下「払込金受領証に係る請求書等」という。）が払込金受領証と一体として保存され、会計責任者等から示された場合には、当該払込金受領証の記載事項と当該払込金受領証に係る請求書等の記載事項とを併せて会計帳簿の記載事項と整合的であるかを確認することになります。

また、上記により確認がなされた払込金受領証について、国会議員関係政治団体の会計責任者は、政治資金の収支の公開の観点から、記載不備のない領収書等と同様に保存し、写しを提出すべきです。（政治資金監査マニュアル P19・20）

払込金受領証の取扱いをまとめると次のフローチャート（次ページ参照）のとおりとなりますので、ご確認ください。



## 払込金受領証の取扱いに関するフローチャート



※1 領収書等を徴し難かった事情があると判断される場合には、法令上は徴難明細書を作成することも可能である。しかし、払込金受領証が保存されている場合には、政治資金の収支の公開の観点から、政治団体以外の者が作成した書面である当該払込金受領証の写しを提出することが望ましい。

※2 金融機関で支払った際の払込金受領証を紛失した場合には、振込明細書を紛失したものとして徴難明細書を作成することとなる。

<p>経費支出伺書・出金伝票・精算伝票は、領収書等として認められるか。</p>	<p>いずれも政治団体の内部書類であり、支出を受けたことを証する書面ではなく、領収書等に該当しません。</p>
<p>国会議員関係政治団体において作成した支出証明書は、領収書等の代わりとすることができるか。</p>	<p>国会議員関係政治団体において作成した支出証明書は、支出を行った者が作成した書類であり、領収書等の代わりとすることはできません。</p>
<p>国会議員関係政治団体が物品の無償提供を受けた場合、会計帳簿や収支報告書には、当該無償提供の時価相当分を寄附として収入に計上し、経理上の処理として、同額を支出に計上することになるが、国会議員関係政治団体が無償提供をした者に対して交付した受領証の控えは、領収書等の代わりとすることはできるか。</p>	<p>国会議員関係政治団体が無償提供をした者に対して交付した受領証の控えは、会計帳簿上の支出を受けた者が作成した書類ではなく、領収書等の代わりとすることはできません。</p> <p>なお、無償提供を受けた場合の経理上の処理としての支出は、金銭を伴わない支出であり、領収書等を徴し難い事情と認められます。</p>
<p>クレジットカードの月次利用明細書は、領収書等として認められるか。</p>	<p>クレジットカードの月次利用明細書は、口座振替予定額の通知であり、領収書等に該当しません。</p>
<p>領収書等の但書きとして「お品代」と記載されている場合、支出の目的が記載されているといえるのか。</p>	<p>会計帳簿に記載された支出の目的と領収書等の「お品代」の記載とが整合性が取れていると判断されるものについては、支出の目的が記載されているものとして取り扱って差し支えありません。</p> <p>なお、収支報告の透明性の観点からは、支出の目的はできる限り分かりやすく、具体的に記載されている</p>



	<p>ことが望ましいものと考えます。</p>
<p>領収書等の但書きとして「請求書のとおり」と記載されている場合、支出の目的が記載されているといえるのか。</p>	<p>「請求書のとおり」という記載のみでは支出の目的が記載されているとはいえませんが、請求書が領収書等と一体のものとして保存されており、支出の目的を請求書により確認することができるものであれば、支出の目的が記載されているものとして取り扱って差し支えありません。</p>
<p>発行者情報が記載されていない書面は、領収書等として認められるか。</p>	<p>支出を受けた者の氏名、住所、連絡先、印等の発行者情報がない場合であっても、事実上又は社会通念上支出を受けた者が発行した書面であると客観的に判断される場合は、領収書等に該当します。</p> <p>なお、収支報告書と併せて写しが提出される1件当たりの金額が1万円を超える支出（人件費以外の経費の支出に限る。）に係る領収書等については、会計責任者等に対するヒアリングにおいて、あて名や当該領収書等が真正なものであることについての確認を会計責任者等に求めることとなります。</p>
<p>領収書等に支出の目的、金額及び年月日の3事項の記載があれば、印紙税法上貼付が必要とされる収入印紙を備えていないものであっても、政治資金規正法上の領収書等として認められるか。</p>	<p>政治資金規正法上の領収書等とは「支出の目的、金額及び年月日を記載した領収書その他の支出を証すべき書面」とされており、これらの事項が記載されていれば、政治資金規正法上の領収書等に該当します。</p> <p>なお、収入印紙の貼付漏れを発見した場合には、会計責任者等に対するヒアリングにおいて指摘することも想定されます。</p>
<p>政治団体が作成した以下の書面に支出の相手方の氏名、支出の目的、金額及び年月日が記載され、受領者の印が押してある場合、政治資金規正</p>	<p>いずれの場合でも支出の相手方から徴した書面と認められる場合は、領収書等に該当します。</p> <p>なお、お尋ねの場合、当該人件費又は賃料の受領者が受領した証として印を押したと認められるときは、当該支出の相手方から徴した書面として取り扱って差</p>

<p>法上の領収書等として認められるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人件費の出金伝票</li> <li>・ 事務所の賃料にかかる判取帳（各月ごとに支出の相手方の氏名、支出の目的、金額及び年月日を記載）</li> </ul> <p>※判取帳（判取り帳）：金品の受け渡しの際にその授受のあかしとして証印を受ける帳面のこと。</p>	<p>し支えありません。</p>
<p>新聞の集配員から交付された領収書等に、支出の年月日として「○月○日（年については、記載されていない。）」、支出の目的として「平成○年○月分新聞代として」と記載されている場合、当該領収書等は政治資金規正法上の領収書等と認められるか（なお支出の金額は記載されている。）。政治資金規正法上の領収書等と認められない場合は、政治資金監査上どのように取扱えばいいか。</p>	<p>政治資金規正法上の領収書等には、支出の年月日が記載されている必要があり、支出の年月日として「月日のみ」が記載されている領収書等は、政治資金規正法上の領収書等には該当しないことから、登録政治資金監査人は、その旨を会計責任者に指摘することとなります。</p> <p>ただし、お尋ねの場合にあっては、支出の目的に記載された内容から支出の年月日が確認できますので、領収書等亡失等一覧表に記載する必要はありません。</p>
<p>印字が読み取れなくなってしまうレシートについては、どのように取り扱ったらよいのか。</p>	<p>印字が読み取れないレシートでは支出の目的、金額や年月日を確認することができませんので、領収書等亡失等一覧表に記載する取扱いとなります。</p>

<p>領収書等に支出の目的が記載されていない場合、国会議員関係政治団体側で追記してもよいのか。</p>	<p>領収書等は支出を受けた者が発行するものであり、支出の目的についても発行者において記載すべきであり、国会議員関係政治団体側で追記することは適当ではありません。したがって、会計責任者等において発行者に対し記載の追加や再発行を要請することが適当です。</p>
<p>領収書等にあて名が記載されていない場合、国会議員関係政治団体側で追記してもよいのか。</p>	<p>領収書等は支出を受けた者が発行するものであり、あて名についても発行者において記載すべきであることから、発行者から追記の要請がある場合を除き、国会議員関係政治団体側で追記することは適当ではありません。したがって、今後、当該国会議員関係政治団体の正式名称を発行者において記載してもらうよう助言することが適当です。</p>
<p>1枚の領収書等が、国会議員関係政治団体に係る支出とそうでない支出に対して一括して発行されたものである場合、どのように取り扱えばよいのか。</p>	<p>1枚の領収書等に係る支出であっても、それが国会議員関係政治団体に係る支出とそうでない支出とから構成されているのであれば、国会議員関係政治団体に係る支出を抽出して会計帳簿や収支報告書に記載する必要があります。</p> <p>この場合、領収書等に記載された金額と会計帳簿や収支報告書に記載された金額とが一致しませんので、例えば、国会議員関係政治団体に係る支出の内訳を領収書等に付記しておくなどの対応が考えられます。</p>
<p>インターネットバンキングを利用して、振込みをした場合、振込み依頼を受け付けた旨を表示する画面を出力した書面は、振込明細書と認められるのか。</p>	<p>お尋ねの書面に、当該書面を作成した金融機関名、支出の金額及び年月日が記載されている場合、振込明細書に該当します。</p> <p>ただし、受付日と口座引落日が異なるいわゆる指定日振込みについては、確かに口座引落日が明らかでないため、振込明細書には該当しません。</p>

郵便局で支払いをし、払込票兼受領証を受け取った場合は、当該書面の写しを収支報告書に併せて提出することができるか。

払込票兼受領証に支出の目的、金額、年月日が記載されている場合（会計責任者が当該書面の余白に支出の目的を追記した場合を含む。）は、当該書面の写しを収支報告書に併せて提出することになります。

払込票兼受領証に支出の目的が記載されていない場合は、振込明細書に該当するため、当該振込明細書の写し及び当該振込明細書に係る支出目的書を収支報告書に併せて提出することになります。

## B) 記載方法及び記載例

※ 記載例については、それぞれの様式ごとに分かりやすくするため、様式間においては、整合をとっていません。

## 1. 表紙（様式その1）の記載方法について

- (1) 「政治団体の名称」、「主たる事務所の所在地」、「代表者の氏名」及び「会計責任者の氏名」の欄は、政治団体設立届により届け出た名称等（変更等があった場合には、収支報告書の提出時点において異動届で届け出ている名称等）を記載して下さい。また、「政治団体の名称」、「会計責任者の氏名」は様式（その20）の宣誓書のそれと一致するものです。
- (2) 「政治団体の区分」欄及び「活動区域の区分」欄の中の「□」内には、12月31日現在で該当するものに「✓」を記入して下さい。
- (3) 「資金管理団体の指定の有無」欄の中の「□」については、12月31日現在で資金管理団体（15ページ参照）として指定されていた場合には「有」の「□」に「✓」を記入し、12月31日現在で資金管理団体として指定されていなかった場合には「無」の「□」に「✓」を記入して下さい。さらに、「資金管理団体の指定の有無」欄の中の「公職の種類」及び「資金管理団体の届出をした者の氏名」は、12月31日現在で資金管理団体として指定されていた場合にのみ記載して下さい。
- (4) 「資金管理団体の指定の期間」欄には、12月31日現在での資金管理団体の指定の有無にかかわらず、当該年中において一部の期間のみ資金管理団体として指定されていた場合に、その期間を記載して下さい。
- (5) 「国会議員関係政治団体の区分」欄の中の「□」については、「政治団体の区分」欄の中の該当する「□」に「✓」を記入した上で、12月31日現在で1号団体（みなし1号団体も含まれます。）であった場合には「政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体」の「□」に「✓」を記入し、12月31日現在で2号団体であった場合には「政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体」の「□」に「✓」を記入して下さい。  
また、1号団体と2号団体の両方に該当していた場合には、それぞれ、記入して下さい。
- (6) 「国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間」欄には、12月31日現在での国会議員関係政治団体に関する特例規定の適用の有無にかかわらず、当該年中において一部の期間のみ国会議員関係政治団体であった場合に、その期間を記載して下さい。



## 2. 収支の総括表及び収入項目別金額の内訳（様式その2）の記載方法について

(1) 個人が負担する党費又は会費については、その金額及びこれを納入した者の人数を記載して下さい。なお、法人その他の団体が構成員として負担する党費又は会費は、法上は寄附とみなされます。

(2) 寄附（法人その他の団体が負担する党費又は会費を含み、政党匿名寄附（16ページ参照）を除く。）については、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ項目ごとに総額を記載し、寄附のうち寄附のあっせんに係るものについては、寄附の内書としてその総額を記載して下さい。

また、個人からの寄附のうち、特定寄附（15ページ参照）については、個人からの寄附の内書としてその総額を記載して下さい。なお、特定寄附については、資金管理団体にのみ認められています。

また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないで下さい。

(3) 政党匿名寄附（16ページ参照）については、その総額を記載して下さい。なお、政党匿名寄附については、政党、政治資金団体にのみ認められています。



(その2)

## 収 支 の 状 況

前年分の報告書を確認し、記載して下さい。  
繰越しのない場合は「0」として下さい。

## 1 収支の総括表

	十億	百万	千	円
収 入 総 額		2 8	1 6	1 3 0 0
(前年からの繰越額)		5	2 1	4 3 0 0
(本年の収入額)		2 2	9 4	7 0 0 0
支 出 総 額		1 3	7 0	5 2 0 0
翌年への繰越額		1 4	4 5	6 1 0 0

## 2 収入項目別金額の内訳

## (1) 個人の負担する党費又は会費

	十億	百万	千	円
金 額		1 5	0 0	0 0 0 0
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)				1 5 0

## (2) 寄 附

ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額				備 考			
	十億	百万	千	円				
(ア) 個人からの寄附		7 5	0 0	0 0 0 0	資金管理団体以外は記載されません。			
(イ) うち特定寄附		4 5	0 0	0 0 0 0				
(イ) 法人その他の団体からの寄附				0	法人その他団体からの寄附は、政党 (政党支部も含まれます。)、政治資 金団体以外の政治団体へのものは禁止 されています。			
(ウ) 政治団体からの寄附		8 2	0 0	0 0 0 0				
小計 (ア) + (イ) + (ウ)		1 5	7 0	0 0 0 0				
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)		2 3	0 0	0 0 0 0				
イ 政党匿名寄附				0				
合計 (ア + イ)		1 5	7 0	0 0 0 0				

### 3. 機関紙誌の発行その他の事業による収入（様式その3）の記載方法について

- (1) 機関紙誌の発行その他の事業による収入については、その事業の種類及び当該事業の種類ごとの年間の収入金額（収入と支出の差額ではありませんので注意して下さい。）を記載して下さい。
- (2) 「事業の種類」欄には、機関紙誌の発行及び政治資金パーティー開催事業にあつては、事業の種類を「甲機関紙」、「乙機関雑誌」、「甲政治資金パーティー開催事業」、「乙政治資金パーティー開催事業」というように細分した上で記載し、その他の事業にあつては、「その他の催物事業」というように記載して下さい。また、政治資金パーティーにあつては、備考欄に開催年月日、開催場所（会場の所在地及び名称）、他の政治団体と共同で開催した場合にはその旨及び当該政治団体の名称を記載して下さい。
- (3) ここに記載する収入に対応する支出がある場合には、政治活動費の「機関紙誌の発行その他の事業費」（様式（その15））にそれぞれ分類して記載して下さい。

(その3)

(3) 機関紙誌の発行その他の事業による収入									
事業の種類	金額								備考
	十億	百万	千	円					
甲機関誌		2	5	0	0	0	0	0	
乙機関雑誌		1	5	0	0	0	0	0	
〇〇パーティー		4	8	0	0	0	0	0	H〇. 6. 30 東京都〇〇区〇〇町〇〇ホテル〇〇の間
甲川一郎君を励ます会		1	2	1	0	0	0	0	H〇. 11. 28 東京都△△区△△町〇〇会館〇〇の間
書籍販売事業			6	0	0	0	0	0	
この頁の小計		2	1	5	0	0	0	0	
合計		2	1	5	0	0	0	0	

- ・ 金額は、事業の種類ごとの年間の収入金額であり、収入と支出の差額ではありません。
- ・ ここに記載する収入に対応する支出は、政治活動費の「機関紙誌の発行その他の事業費」として、様式（その15）にそれぞれ分類して記載して下さい。

#### 4. 借入金（様式その4）の記載方法について

- (1) 借入金については、借入先及び当該借入先ごとの金額を記載し、その記載の方法は、例えば、「甲銀行（乙支店）」というように具体的に借入先を記載して下さい。
- (2) 借入金を返済した場合には、政治活動費の「その他の経費」（様式（その15））の借入金返済として借入先ごとに記載して下さい。



## 5. 本部又は支部から供与された交付金に係る収入（様式その5）の記載方法について

当該政治団体の本部又は支部から供与された交付金に係る収入については、交付金を供与した本部又は支部ごとに、その名称及び主たる事務所の所在地並びに当該交付金の金額及び供与を受けた年月日を該当欄に記載して下さい。なお、本部が支部から受けた収入、支部が本部から受けた収入の記載のみでなく、支部がその他の支部から受けた収入がある場合も記載します。

### 【よくあるご質問】本部支部交付金（収入）

Q 「本部又は支部から供与された交付金に係る収入」とはどのようなものが対象になりますか。

A 相手方から、組織対策のために支出されるもの（相手方の支出項目としては「組織活動費」）、選挙のために支出されるもの（相手方の支出項目としては「選挙関係費」）、特に用途を定めずに支出されるもの（相手方の支出項目としては「寄附・交付金」）などの本部・支部間、支部・支部間における支出に対応する収入が該当します。

なお、本部や支部などと異なり同一の組織ではない相手方からの収入であれば機関紙誌による収入などの「事業による収入」に該当するようなものでも、本部や支部、その他の支部からの収入であれば「交付金」に含まれます。



## 6. その他の収入（様式その6）の記載方法について

- (1) その他の収入（個人が負担する党費又は会費、寄附、機関紙誌の発行その他の事業による収入、借入金、本部又は支部から供与された交付金に係る収入以外の収入。例えば、利子収入など。）については、1件当たりの金額（数回にわたって受けたときは、その合計金額）が10万円以上のものについて、その基因となった事実並びにその金額及び年月日を記載して下さい。なお、1件当たりの金額が10万円未満のものにあつては、「1件10万円未満のもの」欄に一括してその合計金額を記載して下さい。
- (2) 「摘要」欄には、収入の基因となった事実を「甲銀行預金利子」というように具体的に記載して下さい。





## 7. 寄附の内訳（様式その7）の記載方法について

(1) 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業（団体にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社（法第22条の5第1項本文に規定する者であつて同項ただし書に規定する日本法人をいいます。16ページ参照）であるときはその旨を該当欄に記載して下さい。

なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえありません。ただし、課税上の優遇措置（いわゆる寄附金控除。39ページ参照）を受けるときには、金額の多寡にかかわらず記載しておかなければなりません。

(2) 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別葉とし、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載して下さい。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないで下さい。

なお、政党、政治資金団体、政党の支部以外の政治団体は、法により「法人その他の団体からの寄附」を禁止されています。

(3) 個人からの寄附のうち、特定寄附（15ページ参照）については、例えば、甲川一郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「**特**甲川一郎」というように記載して下さい。また、遺贈による寄附である場合には、「備考」欄に「遺贈」というように記載して下さい。

(4) 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社（16ページ参照）からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載して下さい。

(5) 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記(1)により、その明細を記載したものの以外のものの合計金額を記載して下さい。

(その7)

(7) 寄附の内訳				寄附者の区分		個 人					
寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金 額				年 月 日	住所 (団体にあっては、 主たる事務所の所在地)	職業 (団体にあって は、代表者の氏名)	備 考			
	十億	百万	千	円							
(特) 甲川一郎		1	0	0	0	0	0	〇. 2. 1	東京都××区××町×番地	衆議院議員	
(特) " "		1	5	0	0	0	0	〇. 10. 1	"	"	
A 山太郎			3	0	0	0	0	〇. 1. 20	東京都〇〇区△△町×番地	A会社社長	
" "			3	0	0	0	0	〇. 9. 20	"	"	
B 山次郎			5	0	0	0	0	〇. 8. 30	大阪市〇〇区〇〇町〇〇番地	B会社役員	
C 山花子		1	1	0	0	0	0	〇. 1. 10	東京都××区〇町〇丁目〇番地	C会社社長	事務所の 無償提供
<p>・ 同一の者からの年間5万円を超える「寄附」について明細を記載する必要があります。 また、5万円以下であっても、課税上の優遇措置（いわゆる寄附金控除）を受ける場合には、 記載が必要となります。</p> <p>・ 事務所、労務、物品などの無償提供を受けた場合は「寄附」に該当する可能性があります。 「寄附」に該当する場合は、時価に見積もった金額を収入に計上し、 また、年間5万円を超えるものについては、明細を記載し、備考欄に「事務所の無償提供」などと 記載して下さい。さらに経理上の処理として、同額を「その他の経費」として支出に計上し、 支出の目的欄には「金銭以外のものによる寄附相当分」と記載して下さい。</p>											
この頁の小計			4	7	0	0	0				
その他の寄附			2	4	0	0	0				
合 計			4	9	4	0	0				

(その7)

(7) 寄附の内訳				寄附者の区分		法 人 そ の 他 団 体					
寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金 額				年 月 日	住所 (団体にあっては、 主たる事務所の所在地)	職業 (団体にあって は、代表者の氏名)	備 考			
	十億	百万	千	円							
A 株式会社		1	0	0	0	0	0	〇. 2. 1	東京都〇〇区〇〇町〇〇番地	A川太郎	
" "			5	0	0	0	0	〇. 10. 5	"	"	
B 協会			4	0	0	0	0	〇. 2. 12	神戸市〇〇区〇〇町〇〇番地	B川次郎	
C ホールディングス		1	0	0	0	0	0	〇. 10. 1	名古屋市〇〇区〇〇町〇〇番地	C川三郎	上場・外資 50%超
<p>法人その他団体からの寄附は、政党（政党支部も含まれます。）、政治資金団体以外の政治団体へのものは禁止されています。</p>											
この頁の小計			2	9	0	0	0				
その他の寄附			4	0	0	0	0				
合 計			3	3	0	0	0				

(その7)

(7) 寄附の内訳										寄附者の区分	政治団体		
寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金額									年月日	住所(団体にあつては、 主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつて は、代表者の氏名)	備考
	十億	百万	千	百	十	千	百	十	円				
全国A政治連盟		1	0	0	0	0	0	0	0	〇. 1. 20	東京都〇〇区〇〇町〇〇番地	A 沢太郎	
〃		1	0	0	0	0	0	0	0	〇. 7. 31	〃	〃	
B後援会		1	5	0	0	0	0	0	0	〇. 11. 20	名古屋市〇〇区〇〇町〇〇番地	B 沢次郎	
C政治経済調査会			7	0	0	0	0	0	0	〇. 10. 15	福岡市〇〇区〇〇町〇〇番地	C 沢三郎	
この頁の小計			4	2	0	0	0	0	0				
その他の寄附													0
合計			4	2	0	0	0	0	0				0



## 8. 寄附のうち寄附のあっせんによるものの内訳（様式その8）の記載方法について

(1) 同一の者によって寄附のあっせんをされた寄附で、その金額の合計額が年間5万円を超えるものについては、その寄附のあっせんをした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業（団体にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）並びに当該寄附のあっせんに係る寄附の金額、これを集めた期間及びこれが当該政治団体に提供された年月日を記載し、様式（その7）の記載方法に準じて記載して下さい。

なお、年間5万円以下の寄附のあっせんに係る寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえありません。

(2) 当該寄附のうち寄附のあっせんによるものの内訳については、様式（その2）に記載した「（寄附のうち寄附のあっせんによるもの）」についての内訳であり、また、様式（その7）の「寄附の内訳」に記載された寄附のうち、あっせんによりされた寄附を当該様式（その8）に再掲するものです。

(その8)

(8) 寄附のうち寄附のあつせんによるものの内訳								あつせん者の区分		個人		備考	
寄附のあつせん者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金額							提 供 月 日	集 め た 期 間	住所(団体にあっては、 主たる事務所の所在地)	職業(団体にあって は、代表者の氏名)		
	十億	百万	千	円									
A田一郎			8	9	0	0	0	0	〇. 11. 21	〇. 11. 1~ 〇. 11. 20	東京都〇〇区〇〇町〇〇番地	会社役員	
この頁の小計			8	9	0	0	0	0					
その他の寄附								0					
合計			8	9	0	0	0	0					

(その8)

(8) 寄附のうち寄附のあつせんによるものの内訳								あつせん者の区分		法人その他団体		備考	
寄附のあつせん者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金額							提 供 月 日	集 め た 期 間	住所(団体にあっては、 主たる事務所の所在地)	職業(団体にあって は、代表者の氏名)		
	十億	百万	千	円									
B株式会社		1	8	0	0	0	0	0	〇. 9. 15	〇. 9. 1~ 〇. 9. 10	東京都〇〇区〇〇町〇〇番地	B田次郎	
この頁の小計		1	8	0	0	0	0	0					
その他の寄附								0					
合計		1	8	0	0	0	0	0					

(その8)

(8) 寄附のうち寄附のあっせんによるものの内訳										あっせん者の区分		政治団体		
寄附のあっせん者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金 額									提 供 日 年 月 日	集 め た 期 間	住所(団体にあっては、 主たる事務所の所在地)	職業(団体にあって は、代表者の氏名)	備考
	十億	百万	千	円										
C後援会			7	5	0	0	0	0	0	O. 7. 15	O. 7. 1~ O. 7. 14	東京都〇〇区〇〇町〇〇番地	C田三郎	
こ の 頁 の 小 計			7	5	0	0	0	0	0					
そ の 他 の 寄 附									0					
合 計			7	5	0	0	0	0	0					





## 9. 政党匿名寄附の内訳（様式その9）の記載方法について

政党匿名寄附（16ページ参照）については、同一の日に同一の場所で受けた寄附ごとに、その金額の合計額並びに年月日及び場所を記載するものとし、場所の記載については、「東京都千代田区〇〇町1丁目〇〇駅前街頭」、「東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号〇〇会館〇〇の間」というように詳細に記載して下さい。なお、政党匿名寄附については、政党（政党支部も含まれます。）、政治資金団体のみに認められています。



## 10. 機関紙誌の発行その他の事業による収入のうち特定パーティーの対価に係る収入の内訳（様式その10）の記載方法について

- (1) 機関紙誌の発行その他の事業による収入のうち特定パーティー（政治資金パーティーのうち、当該政治資金パーティーの対価に係る収入の金額が1,000万円以上であるもの）又は特定パーティーになると見込まれる政治資金パーティーの対価に係る収入がある場合（17ページ参照）には、これらのパーティーごとに、その名称、開催年月日、開催場所及び対価に係る収入の金額並びに対価の支払をした者の数を記載して下さい。
- (2) 特定パーティー又は特定パーティーになると見込まれる政治資金パーティーの対価に係る収入のうち、報告書に記載すべき収入があつた年の前年以前において収受されたものがある場合においては、前年以前において収受されたものに係るこれらの事項について「備考」欄に併せて記載して下さい。
- (3) 特定パーティー又は特定パーティーになると見込まれる政治資金パーティーを他の政治団体と共同で開催した場合にあつては、その旨及び当該他の政治団体の名称を「備考」欄に記載して下さい。

### 【よくあるご質問】政治資金パーティー

Q1 政治資金パーティーの収入が2年にまたがり、合計では1,000万円以上の収入になりましたが、それぞれの年の収入は、1,000万円を下回りました。この場合、特定パーティーにあたりますか。また、収支報告書に記載する上で留意すべきことはありますか。

A1 特定パーティーであるかどうかは、各年の収入により判断するのではなく、一の政治資金パーティーの収入により判断されます。したがって、ご質問のような場合には（見込まれる場合も含めて）特定パーティーに該当します。

なお、この場合、収支報告書には、前年分の収入金額、支払をした者の数を「備考」欄に記載して下さい。

Q2 他の政治団体と共催で政治資金パーティーを開催したところ、単独の収入としては1,000万円未満でしたが、政治資金パーティー全体の収入は1,000万円以上となりました。この場合、特定パーティーにあたりますか。

A2 A1にあるように特定パーティーであるかどうかは、一の政治資金パーティーの収入により判断されますので、ご質問のような場合には（見込まれる場合も含めて）特定パーティーに該当します。

(その10)

(10) 機関紙誌の発行その他の事業による収入のうち特定パーティーの対価に係る収入の内訳													
特定パーティーの名称	対価に係る収入の金額								対価の支払をした者の数	開催年月日	開催場所	備考	
	十億	百万	千	円									
甲川一郎君を励ます会		1	2	1	0	0	0	0	0	304	〇. 11. 28	東京都△△区△△町〇〇会館〇〇の間	
同一のパーティーについて前年にも収入がある場合には、その金額、支払者の人数を備考欄に記載して下さい。													
この頁の小計		1	2	1	0	0	0	0	0				
合計		1	2	1	0	0	0	0	0				

## 11. 政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳（様式その11）の記載方法について

(1) 一の政治資金パーティーの対価に係る収入（報告書に記載すべき収入があつた年の前年以前における収入を含みます。）のうち、同一の者からの政治資金パーティーの対価の支払で、その金額の合計額が20万円を超えるものについては、政治資金パーティーごとに、その年における対価の支払について、当該対価の支払をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業並びに当該支払われた対価の金額及び年月日を当該欄に記載するものとし、記載の要領は、政治資金パーティーごとに別葉とし、「政治資金パーティーの名称」欄には当該政治資金パーティーの名称を記載して下さい。

また、政治資金パーティーの対価に係る収入のうち、報告書に記載すべき収入があつた年の前年以前において收受されたものがある場合においては、前年以前において收受されたものに係る支払われた対価の金額及び年月日について「備考」欄に併せて記載して下さい。なお、一の政治資金パーティーに係る20万円以下の対価の支払についても必要に応じ報告してもさしつかえありません。

(2) 対価の支払は、「個人からの対価の支払」、「法人その他の団体からの対価の支払」又は「政治団体からの対価の支払」に分類し、それぞれ別葉として下さい。なお、「対価の支払者の区分」欄には、これらの区分を記載して下さい。

(その11)

(11) 政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳				政治資金パーティーの名称		〇〇パーティー					
				対価の支払をした者の区分		法人					
対価の支払をした者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金 額				年 月 日	住所 (団体にあっては、 主たる事務所の所在地)	職業 (団体にあって は、代表者の氏名)	備考			
	十億	百万	千	円							
A株式会社			9	0	0	0	0	〇. 5. 10	東京都〇〇区〇〇町〇〇番地	A山太郎	
B株式会社			3	0	0	0	0	〇. 6. 1	東京都〇〇区〇〇町〇〇番地	B山花子	
Cホールディングス			1	2	0	0	0	〇. 7. 10	東京都〇〇区〇〇町〇〇番地	C山次郎	
この頁の小計			2	4	0	0	0	0			
合 計			2	4	0	0	0	0			

(その11)

(11) 政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳				政治資金パーティーの名称		〇〇パーティー					
				対価の支払をした者の区分		政治団体					
対価の支払をした者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金 額				年 月 日	住所 (団体にあっては、 主たる事務所の所在地)	職業 (団体にあって は、代表者の氏名)	備考			
	十億	百万	千	円							
全国A政治連盟			1	2	0	0	0	〇. 5. 15	東京都〇〇区〇〇町〇〇番地	A沢太郎	
B後援会			6	0	0	0	0	〇. 6. 15	名古屋市〇〇区〇〇町〇〇番地	B沢次郎	
C政治経済調査会			9	0	0	0	0	〇. 6. 22	福岡市〇〇区〇〇町〇〇番地	C沢三郎	
この頁の小計			2	7	0	0	0	0			
合 計			2	7	0	0	0	0			

## 12. 政治資金パーティーの対価に係る収入のうち対価の支払のあっせんによるもの の内訳（様式その 12）の記載方法について

一の政治資金パーティーの対価に係る収入のうち、同一の者によって対価の支払のあっせんをされたもので、その金額の合計が20万円を超えるものについては、対価の支払のあっせんをした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業（団体にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）並びに当該対価の支払のあっせんに係る金額、これを集めた期間及びこれが当該政治団体に提供された年月日を記載するものとし、様式（その 11）に準じて記載して下さい。

なお、一の政治資金パーティーに係る 20 万円以下の対価の支払のあっせんについても必要に応じ報告してもさしつかえありません。



(その12)

(12) 政治資金パーティーの対価に係る収入のうち対価の支払の あつせんによるもの内訳							政治資金パーティーの名称		〇〇パーティー			
							対価の支払のあつせん者の区分		個人			
対価の支払をした者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金 額						提 供 年 月 日	集 め た 期 間	住 所 (団体にあつては、 主たる事務所の所在地)	職 業 (団体にあつて は、代表者の氏名)	備 考	
	十億	百万	千	円								
甲山一夫			4	5	0	0	0	〇. 6. 10	〇. 5. 28~ 〇. 6. 4	東京都〇〇区〇〇町〇〇番地	会社社長	
乙山三夫			9	0	0	0	0	〇. 6. 15	〇. 6. 1~ 〇. 6. 10	名古屋市〇〇区〇〇町〇〇番地	会社役員	
こ の 頁 の 小 計			1	3	5	0	0					
合 計			1	3	5	0	0					

### 13. 支出の総括表（様式その13）の記載方法について

すべての支出は、次の分類基準により、経常経費及び政治活動費に分類し、さらに経常経費にあつては、人件費、光熱水費、備品・消耗品費、事務所費に分類し、政治活動費にあつては、組織活動費、選挙関係費、機関紙誌の発行その他の事業費、調査研究費、寄附・交付金、その他の経費に分類した上で、これらの項目ごとに年間の支出金額を記載して下さい。

この場合、当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出については、これらの項目ごとにその額を「備考」欄に併せて記載して下さい。また、この額の内訳を様式（その16）に記載して下さい。

#### (1) 経常経費

- |           |   |
|-----------|---|
| ア 人件費     | 政治団体の職員（機関紙誌の発行その他の事業に従事する者を除く。）に支払われる給料、報酬、扶養手当・通勤手当・住居手当その他の諸手当の類及び健康保険料・労働保険料その他の各種保険料の類 |
| イ 光熱水費    | 電気、ガス、水道の使用料及びこれらの計器使用料等  |
| ウ 備品・消耗品費 | 机、椅子、ロッカー、複写機、自動車（事務所に限る。）等の備品の類及び事務用用紙、封筒、鉛筆、インク、事務服、新聞、雑誌、ガソリン等の消耗品の類の購入費                 |
| エ 事務所費    | 事務所の借料損料（地代、家賃）、公租公課、火災保険料等の各種保険料、電話使用料、切手購入費、修繕料その他これらに類する経費で事務所の維持に通常必要とされるもの             |

#### (2) 政治活動費

- |         |  |
|---------|--|
| ア 組織活動費 | 当該政治団体の組織活動に要する経費（選挙に関するものを除く。）で、例えば、大会費、行事費、組織対策費、渉外費、交際費の類 |
| イ 選挙関係費 | 選挙に関して支出される経費で、例えば、公認推薦料、陣中見舞その他選挙に関して行われる政治活動に要する経費の類       |

- ウ 機関紙誌の発行
  - その他の事業費
    - (ア) 機関紙誌の発行事業費 機関紙誌の発行事業に従事する者に支払われる給与、材料費、印刷費、荷造発送費、原稿料その他機関紙誌の発行に要する経費
    - (イ) 宣伝事業費 機関紙誌の発行以外の政策の普及宣伝に要する経費（選挙に関するものを除く。）で、例えば、遊説費、新聞・ラジオ・テレビの広告料、ポスター・ビラ・パンフレットの作成費、宣伝用自動車の購入・維持費の類
    - (ウ) 政治資金パーティー開催事業費 政治資金パーティーの開催に要する経費で、例えば、会場借上費、記念品代、講演諸経費の類
    - (エ) その他の事業費 上記の(ア)、(イ)及び(ウ)以外の諸事業に要する経費
- エ 調査研究費 政治活動のために行う調査研究に要する経費で、例えば、研修会費、資料費、書籍購入費、翻訳代の類
- オ 寄附・交付金 政治活動に関する寄附、賛助金、当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金、負担金の類
- カ その他の経費 その他上記以外の政治活動に要する経費

(その13)

## 3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表										
項 目	金 額									備 考
	十億	百万	千	円						
1 経 常 経 費										
(1) 人 件 費		1	7	9	4	0	0	0		
(2) 光 熱 水 費			2	3	5	0	0	0		
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費			2	1	2	0	0	0		
(4) 事 務 所 費		1	2	0	0	0	0	0		
小 計		3	4	4	1	0	0	0		
2 政 治 活 動 費										
(1) 組 織 活 動 費		3	5	0	0	0	0	0		600,000円
(2) 選 挙 関 係 費		1	0	5	0	0	0	0		
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費		8	9	1	8	1	0	0		備考欄には、金額欄に記載した金額のうち、本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の金額を記載して下さい。
ア 機関紙誌の発行事業費			9	6	0	0	0	0		
イ 宣 伝 事 業 費		1	4	2	4	1	0	0		
ウ 政治資金パーティー開催事業費		6	2	3	4	0	0	0		
エ その 他 の 事 業 費			3	0	0	0	0	0		
(4) 調 査 研 究 費			1	0	5	0	0	0		
(5) 寄 附 ・ 交 付 金			6	0	0	0	0	0		600,000円
(6) そ の 他 の 経 費		2	0	0	0	5	1	0		
小 計		1	6	1	7	3	6	1	0	1,200,000円
合 計		1	9	6	1	4	6	1	0	



#### 14. 経常経費（様式その14）の記載方法について

(1) 人件費以外の経常経費については、1件当たりの金額（数回にわたって支払われたときは、その合計金額）が、

- ・ 国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円を超える支出
- ・ 資金管理団体として指定されていた期間（ただし、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間。以下同じです。）に行った支出にあっては5万円以上の支出

について、その支出を受けた者の氏名及び住所（団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びに当該支出の目的、金額及び年月日を(3)の例により記載して下さい。

(2) 人件費以外の経常経費は、様式（その13）の基準により分類し、「項目別区分」欄には、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」というように、項目別の区分を記載し、それぞれ別葉として下さい。

(3) 「支出の目的」欄には、次のような例により具体的に記載して下さい。

光熱水費 「電気の使用料」、「ガスの使用料」、「水道の使用料」

備品・消耗品費 「机の購入費」、「事務所用自動車の購入費」、  
「事務用用紙の購入費」、「新聞購読料」、「ガソリン代」

事務所費 「事務所の借料損料」、「公租公課」、「火災保険料」、  
「電話使用料」、「切手購入費」、「修繕料」

(4) 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、

- ・ 国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円以下の支出
- ・ 資金管理団体として指定されていた期間に行った支出にあっては5万円未満の支出

を一括してその合計金額を記載して下さい。

(その14)

(2) 経常経費 (人件費を除く。)					項目別区分		光熱水費		
支出の目的	金額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体に あっては、主たる事務所の所在地)	備考	
	十億	百万	千	円					
電気代 (12月分)			1	50000	〇. 1. 25	〇〇電力 (株)	東京都〇〇区〇〇町〇〇番地		
電気代 (1月分)			1	50000	〇. 2. 25	〇〇電力 (株)	東京都〇〇区〇〇町〇〇番地		
電気代 (2月分)			1	50000	〇. 3. 25	〇〇電力 (株)	東京都〇〇区〇〇町〇〇番地		
電気代 (3月分)			1	40000	〇. 4. 25	〇〇電力 (株)	東京都〇〇区〇〇町〇〇番地		
電気代 (4月分)			1	40000	〇. 5. 25	〇〇電力 (株)	東京都〇〇区〇〇町〇〇番地		
電気代 (5月分)			1	60000	〇. 6. 25	〇〇電力 (株)	東京都〇〇区〇〇町〇〇番地		
電気代 (6月分)			2	00000	〇. 7. 25	〇〇電力 (株)	東京都〇〇区〇〇町〇〇番地		
電気代 (7月分)			2	10000	〇. 8. 25	〇〇電力 (株)	東京都〇〇区〇〇町〇〇番地		
電気代 (8月分)			2	10000	〇. 9. 25	〇〇電力 (株)	東京都〇〇区〇〇町〇〇番地		
電気代 (9月分)			2	00000	〇. 10. 25	〇〇電力 (株)	東京都〇〇区〇〇町〇〇番地		
電気代 (10月分)			1	60000	〇. 11. 25	〇〇電力 (株)	東京都〇〇区〇〇町〇〇番地		
電気代 (11月分)			1	40000	〇. 12. 25	〇〇電力 (株)	東京都〇〇区〇〇町〇〇番地		
この頁の小計			2	010000					
その他の支出								0	
合計			2	010000				0	

(その14)

(2) 経常経費 (人件費を除く。)					項目別区分		備品・消耗品費		
支出の目的	金額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体に あっては、主たる事務所の所在地)	備考	
	十億	百万	千	円					
事務所机椅子等の購入			4	05000	〇. 3. 20	〇〇事務機器販売 (株)	東京都〇〇区〇〇町〇〇番地		
ガソリン代 (3月~6月分)			5	40540	〇. 7. 10	〇〇石油販売 (株)	東京都〇〇区〇〇町〇〇番地		
自動車修理代			7	35000	〇. 9. 27	〇〇自動車 (株)	東京都〇〇区〇〇町〇〇番地		
この頁の小計			1	680540					
その他の支出			7	429460					
合計			9	1100000					

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）							項目別区分		事務所費		
支出の目的	金額						年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体に あっては、主たる事務所の所在地)	備考	
	十億	百万	千	円							
事務所の借料損料（2月分）			1	0	0	0	0	〇. 1. 25	〇〇不動産（株）	東京都〇〇区〇〇町〇〇番地	
事務所の借料損料（3月分）			1	0	0	0	0	〇. 2. 25	〇〇不動産（株）	東京都〇〇区〇〇町〇〇番地	
事務所の借料損料（4月分）			1	0	0	0	0	〇. 3. 25	〇〇不動産（株）	東京都〇〇区〇〇町〇〇番地	
事務所の借料損料（5月分）			1	0	0	0	0	〇. 4. 25	〇〇不動産（株）	東京都〇〇区〇〇町〇〇番地	
事務所の借料損料（6月分）			1	0	0	0	0	〇. 5. 25	〇〇不動産（株）	東京都〇〇区〇〇町〇〇番地	
事務所の借料損料（7月分）			1	0	0	0	0	〇. 6. 25	〇〇不動産（株）	東京都〇〇区〇〇町〇〇番地	
事務所の借料損料（8月分）			1	0	0	0	0	〇. 7. 25	〇〇不動産（株）	東京都〇〇区〇〇町〇〇番地	
事務所の借料損料（9月分）			1	0	0	0	0	〇. 8. 25	〇〇不動産（株）	東京都〇〇区〇〇町〇〇番地	
事務所の借料損料（10月分）			1	0	0	0	0	〇. 9. 25	〇〇不動産（株）	東京都〇〇区〇〇町〇〇番地	
事務所の借料損料（11月分）			1	0	0	0	0	〇. 10. 25	〇〇不動産（株）	東京都〇〇区〇〇町〇〇番地	
事務所の借料損料（12月分）			1	0	0	0	0	〇. 11. 25	〇〇不動産（株）	東京都〇〇区〇〇町〇〇番地	
事務所の借料損料（1月分）			1	0	0	0	0	〇. 12. 25	〇〇不動産（株）	東京都〇〇区〇〇町〇〇番地	
この頁の小計			1	2	0	0	0				
その他の支出			5	4	2	7	4				
合計			1	7	4	2	7				





## 15. 政治活動費の内訳（様式その15）の記載方法について

(1) 政治活動費については、1件当たりの金額（数回にわたって支払われたときは、その合計金額）が、

- ・ 国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円を超える支出
- ・ 国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円以上の支出

について、その支出を受けた者の氏名及び住所（団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びに当該支出の目的、金額及び年月日を次の例により記載して下さい。

(2) 政治活動費は、様式（その13）の基準により分類し、さらに費目ごとに、次の例のように適宜、小分類し、それぞれ別葉として下さい。

組織活動費	「大会費」、「行事費」、「組織対策費」、 「渉外費」、「交際費」
選挙関係費	「公認推薦料」、「陣中見舞」
機関紙誌の発行事業費	「給与」、「材料費」、「印刷費」、 「荷造発送費」、「原稿料」
宣伝事業費	「遊説費」、 「新聞・ラジオ・テレビの広告料」、 「ポスター・ビラ・パンフレットの作成費」、 「宣伝用自動車の購入・維持費」
政治資金パーティー開催事業費	「甲政治資金パーティー開催事業費」、 「乙政治資金パーティー開催事業費」
調査研究費	「研修会費」、「資料費」、「書籍購入費」、 「翻訳代」
寄附・交付金	「寄附金」、「賛助金」、「支部交付金」、 「負担金」

(3) 記載の要領については、次のとおりです。

ア 「項目別区分」欄には、「組織活動費（大会費）」というように小分類した費目まで記載して下さい。

イ 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載して下さい。

- ウ 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、
- ・ 国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円以下の支出
  - ・ 国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円未満の支出
- を一括してその合計金額を記載して下さい。



(その15)

(3) 政治活動費の内訳							項目別区分		選挙関係費(推薦料)			
支出の目的	金額						年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体に あっては、主たる事務所の所在地)	備考		
	十億	百万	千	円								
推薦料			5	0	0	0	0	0	○. 12. 15	A 川太郎	東京都○○区○○町○○番地	
"			5	0	0	0	0	0	○. 12. 15	B 川次郎	仙台市○○区○○町○○番地	
"			5	0	0	0	0	0	○. 12. 15	C 川三郎	京都市○○区○○町○○番地	
"			5	0	0	0	0	0	○. 12. 15	D 川四郎	大阪市○○区○○町○○番地	
"			5	0	0	0	0	0	○. 12. 15	E 川五郎	神戸市○○区○○町○○番地	
この頁の小計			2	5	0	0	0	0				
その他の支出												0
合計			2	5	0	0	0	0				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳							項目別区分		選挙関係費(陣中見舞)			
支出の目的	金額						年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体に あっては、主たる事務所の所在地)	備考		
	十億	百万	千	円								
この頁の小計												0
その他の支出												0
合計												0



(その15)

(3) 政治活動費の内訳						項目別区分		機関紙誌の発行事業費（甲機関誌発送費）					
支出の目的	金額					年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体に あっては、主たる事務所の所在地)	備考				
	十億	百万	千	円	円								
発送費			1	0	0	0	0	0	0	〇. 2. 10	〇〇運送	東京都〇〇区〇〇町〇〇番地	
"			1	0	0	0	0	0	0	〇. 8. 10	"	"	
この頁の小計			2	0	0	0	0	0	0				
その他の支出									0				
合計			2	0	0	0	0	0	0				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳						項目別区分		機関紙誌の発行事業費（乙機関雑誌原稿料）					
支出の目的	金額					年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体に あっては、主たる事務所の所在地)	備考				
	十億	百万	千	円	円								
この頁の小計									0				
その他の支出						8	0	0	0				
合計						8	0	0	0				





(その15)

(3) 政治活動費の内訳							項目別区分		宣伝事業費（自動車購入・維持費）		
支出の目的	金額						年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体に あっては、主たる事務所の所在地)	備考	
	十億	百万	千	円	円	円					
自動車購入費		1	0	0	0	0	0.3.10	〇〇自動車販売株式会社	東京都〇〇区〇〇町〇〇番地		
自動車取得税				5	0	0	0.3.10	〇〇税事務所	東京都〇〇区〇〇町〇〇番地		
この頁の小計		1	0	5	0	0					
その他の支出			1	9	7	8					
合計		1	2	4	7	8					

(その15)

(3) 政治活動費の内訳							項目別区分		宣伝事業費（ポスター作成費）		
支出の目的	金額						年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体に あっては、主たる事務所の所在地)	備考	
	十億	百万	千	円	円	円					
印刷費			8	0	0	0	0.6.25	〇〇印刷株式会社	東京都〇〇区〇〇町〇〇番地		
発送費			1	0	0	0	0.7.1	〇〇運送	東京都〇〇区〇〇町〇〇番地		
この頁の小計			9	0	0	0					
その他の支出										0	
合計			9	0	0	0				0	

(その15)

(3) 政治活動費の内訳							項目別区分		政治資金パーティー開催事業（〇〇パーティー）		
支出の目的	金額						年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体に あっては、主たる事務所の所在地)	備考	
	十億	百万	千	円	円	円					
案内状印刷代			4	0	0	0	〇. 4. 5	〇〇印刷株式会社	東京都〇〇区〇〇町〇〇番地		
会場借上費		1	0	0	0	0	〇. 6. 30	〇〇ホテル	東京都〇〇区〇〇町〇〇番地		
食事代		2	0	0	0	0	〇. 6. 30	"	"		
講師謝礼			5	0	0	0	〇. 6. 30	〇野〇郎	東京都〇〇区〇〇町〇〇番地		
この頁の小計			3	0	9	0					
その他の支出				4	8	0					
合計			3	1	3	8					

(その15)

(3) 政治活動費の内訳							項目別区分		政治資金パーティー開催事業（甲川一郎君を励ます会）		
支出の目的	金額						年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体に あっては、主たる事務所の所在地)	備考	
	十億	百万	千	円	円	円					
案内状印刷代			1	5	0	0	〇. 9. 10	〇〇印刷株式会社	東京都〇〇区〇〇町〇〇番地		
案内状送代			2	0	0	0	〇. 10. 15	日本郵便株式会社	東京都〇〇区〇〇町〇〇番地		
会場借上費		4	0	0	0	0	〇. 11. 28	〇〇会館	東京都〇〇区〇〇町〇〇番地		
食事代		3	6	7	5	0	〇. 11. 28	"	"		
講師謝礼			5	0	0	0	〇. 11. 28	△野△郎	さいたま市〇〇区〇〇町〇〇番地		
講師謝礼			5	0	0	0	〇. 11. 28	×野×郎	横浜市〇〇区〇〇町〇〇番地		
この頁の小計			8	1	2	5					
その他の支出				3	5	0					
合計			8	1	6	0					



(その15)

(3) 政治活動費の内訳							項目別区分		調査研究費(翻訳代)			
支出の目的	金額						年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体に あっては、主たる事務所の所在地)	備考		
	十億	百万	千	円								
Global Politicsの翻訳代			2	0	0	0	0	0	0.5.15	〇〇翻訳(株)	東京都〇〇区〇〇町〇〇番地	
この頁の小計			2	0	0	0	0	0				
その他の支出												5
合計			2	0	0	0	0	0				5

(その15)

(3) 政治活動費の内訳							項目別区分		寄附・交付金(支部交付金)			
支出の目的	金額						年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体に あっては、主たる事務所の所在地)	備考		
	十億	百万	千	円								
支部交付金			2	0	0	0	0	0	0.3.31	〇〇支部	仙台市〇〇区〇〇町〇〇番地	
"			2	0	0	0	0	0	0.3.31	△△支部	浜松市〇〇区〇〇町〇〇番地	
"			2	0	0	0	0	0	0.3.31	××支部	広島市〇〇区〇〇町〇〇番地	
この頁の小計			6	0	0	0	0	0				
その他の支出												0
合計			6	0	0	0	0	0				0

(その15)

(3) 政治活動費の内訳							項目別区分		その他の経費（借入金返済）		
支出の目的	金額						年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体に あっては、主たる事務所の所在地)	備考	
	十億	百万	千	円	円	円					
借入金返済		2	0	0	0	0	〇. 12. 10	甲銀行	東京都〇〇区〇〇町〇〇番地		
この頁の小計		2	0	0	0	0					
その他の支出										0	
合計		2	0	0	0	0				0	

(その15)

(3) 政治活動費の内訳							項目別区分		その他の経費（金銭以外のものによる寄附相当分）		
支出の目的	金額						年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体に あっては、主たる事務所の所在地)	備考	
	十億	百万	千	円	円	円					
金銭以外のものによる寄附相当分		1	1	0	0	0	〇. 1. 10	C山花子	東京都××区〇町〇丁目〇番地		
この頁の小計		1	1	0	0	0				0	
その他の支出										0	
合計		1	1	0	0	0				0	

## 16. 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳（様式その16）の記載方法について

- (1) 当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出については、様式（その13）の分類基準による支出項目ごとに、その本部又は支部の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該交付金の金額及び供与した年月日を該当欄に記載して下さい。なお、本部が支部に対して供与した交付金、支部が本部に対して供与した交付金の記載のみでなく、支部がその他の支部に対して供与した交付金がある場合も記載します。
- (2) この様式（その16）は、当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出を再掲するものです。

### 【よくあるご質問】本部支部交付金（支出）

Q 「本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出」とはどのようなものが対象になりますか。

A 組織対策のために支出されるもの（支出項目としては「組織活動費」）、選挙のために支出されるもの（支出項目としては「選挙関係費」）、特に用途を定めずに支出されるもの（支出項目としては「寄附・交付金」）などの本部・支部間、支部・支部間における支出が該当します。

(その16)

(4) 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳											
支 出 項 目	金 額							年 月 日	交付金の供与を受けた 本部又は支部の名称	主たる事務所の所在地	備考
	十億	百万	千	円							
組織活動費			2	0	0	0	0	〇. 2. 1	〇〇支部	仙台市〇〇区〇〇町〇〇番地	
〃			2	0	0	0	0	〇. 2. 1	△△支部	浜松市〇〇区〇〇町〇〇番地	
〃			2	0	0	0	0	〇. 2. 1	××支部	広島市〇〇区〇〇町〇〇番地	
寄附・交付金			2	0	0	0	0	〇. 3. 31	〇〇支部	仙台市〇〇区〇〇町〇〇番地	
〃			2	0	0	0	0	〇. 3. 31	△△支部	浜松市〇〇区〇〇町〇〇番地	
〃			2	0	0	0	0	〇. 3. 31	××支部	広島市〇〇区〇〇町〇〇番地	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 様式（その13）の備考欄に記載した金額の明細を記載して下さい。</li> <li>・ なお、この様式は、本部又は支部を持たない単独の政治団体は不要です。</li> </ul>											
この頁の小計			1	2	0	0	0				
合 計			1	2	0	0	0				

## 17. 資産等の総括表（様式その17）の記載方法について

12月31日において有する資産等（土地、建物、建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権、取得の価額が100万を超える動産、預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）、金銭信託、有価証券、出資による権利、貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金、支払われた金額が100万円を超える敷金、取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利及び借入先ごとの残高が100万円を超える借入金をいう。）については、これらの項目ごとの有無について「□」内に「✓」を記入して下さい。

なお、有の「□」内に「✓」を記入した場合は、様式（その18）に資産等の項目別の内訳を記入して下さい。



(その17)

## 資 産 等 の 状 況

## 1 資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア 土地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。） 又は貯金（普通貯金を除く。）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

## 18. 資産等の項目別内訳（様式その18）の記載方法について

(1) 12月31日において有する資産等の内訳については、次の例により項目別に分類したうえで記載し、それぞれ別葉として下さい。なお、「項目別区分」欄には、これらの区分を記載して下さい。

項目	記載事項		
	摘要欄 「記載例」	備考欄 「記載例」	金額欄 年月日欄
土地	所在 「東京都千代田区〇〇町 1丁目1番地1号」	面積 「100㎡」	取得の価額 取得年月日
建物	所在 「東京都千代田区〇〇町 1丁目1番地1号」	床面積 「100㎡」	取得の価額 取得年月日
建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	所在及び地上権又は賃借権の別 「東京都千代田区〇〇町 1丁目1番地1号（地上権）」	面積 「100㎡」	取得の価額 取得年月日
取得の価額が100万円を超える動産	品目 「自動車」、「絵画」、 「応接セット」	数量	取得の価額 取得年月日
預金又は貯金 (普通預金、当座預金、普通貯金を除く。)	「残高」		残高 —
金銭信託	「金銭信託」		金銭の額 設定年月日
有価証券	種類 「国債」、「株式」、 「社債」	銘柄及び数量 「何年何月発行10年国債 (額面100万円)」、 「甲株式会社発行株式 (1,000株)」	取得の価額 取得年月日

出資による権利	出資先 「甲合名会社」、 「乙合資会社」		金額 出資年月日
貸付先ごとの残高 が100万円を 超える貸付金	貸付先 「甲野太郎」、 「乙政治団体」		残高 —
支払われた金額が 100万円を 超える敷金	支払先 「甲野太郎」、 「乙株式会社」		敷金の金額 支払年月日
取得の価額が 100万円を 超える施設の 利用に関する権利	種類 「ゴルフ場会員権」、 「スポーツクラブ会員権」	施設の名称 「甲カントリークラブ」、 「乙会員制スポーツクラブ」	取得の価額 取得年月日
借入先ごとの残高 が100万円を 超える借入金	借入先 「甲銀行（乙支店）」		残高 —

(2) 記載事項のうち「取得の価額」などに不明なものがあった場合には、次の例により記載して下さい。

取得時期	項目	記載事項のうち 不明なもの	不明な記載事項の記載方法 「備考欄の記載例」
政治団体 となった 日(※) 前	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土地</li> <li>・ 建物</li> <li>・ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権</li> </ul>	取得の価額	取得時における時価に見積った金額 「設立日前の取得だが価額が不明。価額は取得時における見積額。」
		取得の価額 取得年月日	設立日における時価に見積った金額 設立日 「設立日前の取得だが価額、年月日とも不明。年月日は設立日、価額は設立日における見積額。」
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 動産</li> <li>・ 有価証券</li> <li>・ 施設の利用に関する権利</li> </ul>	取得年月日	— 「設立日前の取得だが年月日が不明。設立日は○年○月○日。」
		取得年月日	— 「設立日前の取得だが年月日が不明。設立日は○年○月○日。」
政治団体 となった 日(※) から平成 元年12月 31日まで の間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土地</li> <li>・ 建物</li> <li>・ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権</li> </ul>	取得の価額	取得時における時価に見積った金額 「設立日から平成元年12月31日までの間の取得だが価額が不明。価額は平成5年1月1日における見積額。」
		取得の価額 取得年月日	平成5年1月1日における時価に見積った金額 — 「設立日から平成元年12月31日までの間の取得だが価額、年月日とも不明。価額は平成5年1月1日における見積額。」
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 動産</li> <li>・ 有価証券</li> <li>・ 施設の利用に関する権利</li> </ul>	取得年月日	— 「設立日から平成元年12月31日までの間の取得だが価額、年月日とも不明。価額は平成5年1月1日における見積額。」

		取得年月日	— 「設立日から平成元年12月31日までの間の取得だが年月日が不明。設立日は○年○月○日。」
	・ 出資による権利 ・ 敷金	取得年月日	— 「設立日から平成元年12月31日までの間の取得だが年月日が不明。設立日は○年○月○日。」

※ 「政治団体となった日」とは法第3条第1項各号又は第5条第1項各号の団体となった日（同項第2号の団体にあつては、第6条の2第2項前段の規定による届出がされた日）をいいます。





## 19. 不動産の利用の現況（様式その19）の記載方法について

(1) 12月31日現在で資金管理団体として指定されている場合には、同日において有する資産等のうち不動産（「土地」、「建物」、「建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権」をいいます。）の利用の現況について、次の例により項目別に分類した上で記載し、それぞれ別葉として下さい。「項目別区分」欄には、これらの区分を記載して下さい。

なお、資金管理団体が不動産を取得し、又は保有することは、平成19年8月6日以後は同日前に取得したものなどを除き、禁止されています。

○「事務所の用」、「事務所以外の用」に使用している場合の共通事項

項 目	記 載 例	
	摘要欄（所在を記載）	用途欄
土地	「東京都千代田区〇〇町 1丁目1番地1号」	○事務所の用に供している場合 「事務所（事務所用の駐車場を含む。）」 ○事務所以外の用に供している場合 「賃貸」、「無償貸与」
建物		○事務所の用に供している場合 「事務所」 ○事務所以外の用に供している場合 「賃貸」、「無償貸与」
建物の所有を 目的とする地 上権又は土地 の賃借権		○事務所の用に供している場合 「事務所（事務所用の駐車場を含む。）」 ○事務所以外の用に供している場合 「賃貸」、「無償貸与」



○事務所以外の用に供している場合は下表の例により、追加して記載

項 目	記 載 例			
	使用者と当該資金管理団体及びその代表者との関係欄	使用者ごとの用途欄	使用者ごとの使用面積欄	使用者ごとの使用の対価の価額欄
土地	「当団体の職員」、 「当団体の代表者の秘書」、 「当団体の職員以外の個人」	「住居」、 「事務所用以外の駐車場」	「100㎡」	「10万円/月」
建物		「住居」、 「倉庫」		
建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権		「住居」、 「事務所用以外の駐車場」		

- (2) 「使用者と当該資金管理団体及びその代表者との関係」欄から「使用者ごとの使用の対価の価額」欄までについては、同一の不動産に関し当該不動産を現に使用している者と当該資金管理団体及びその代表者との関係が同一の関係にある者が複数居るときにあつては、一人ずつ行を分けて記載するものとし、その際、「使用者ごとの使用面積」欄については、各使用者の専有面積で按分するなどして、適宜記載して下さい。
- (3) 「使用者と当該資金管理団体及びその代表者との関係」欄から「使用者ごとの使用の対価の価額」欄までについては、事務所の用に供している不動産の場合には記載を要しません。
- (4) 12月31日現在で資金管理団体として指定されていない場合又は同日において不動産を有していない場合には、この様式は記載を要しません。

(その19)

## 3 不動産の利用の現況

不動産の内訳		項目別区分 <span style="color: red;">土地</span>			
摘要	利用の現況				
	用途	事務所以外の用に供している場合			
		使用者と当該資金管理団体及びその代表者との関係	使用者ごとの用途	使用者ごとの使用面積	使用者ごとの使用の対価の価格
東京都〇〇区 〇〇町〇〇番地	事務所（事務所用の駐車場を含む。）				

この様式は、資金管理団体以外の政治団体は不要です。



## 20. 宣誓書（様式その 20）の記載方法について

- (1) 会計責任者が記名押印又は署名して下さい。なお、署名の場合は必ず会計責任者本人が自署して下さい。また、「政治団体の名称」、「会計責任者の氏名」は、様式（その 1）の表題部に記載したものと一致します。
- (2) 政治団体の解散等に伴い提出する収支報告書にあつては、会計責任者のほか代表者も提出義務者となっていますので、収支報告書の内容を確認したうえで、両者が記名押印又は署名して下さい。

(その20)

## 宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成〇〇年3月1日

政治団体の名称 〇〇政治研究会

会計責任者の氏名 乙川次郎



解散等に伴い提出する収支報告書にあつては、  
代表者も記名押印又は署名して下さい。

## 21. 領収書等を徴し難かった支出の明細書（第15号様式）の記載方法について

- (1) 「会計責任者の氏名」欄には、記名押印又は署名して下さい。なお、署名の場合には、必ず会計責任者本人が自署して下さい。
- (2) 「支出の目的」欄には、収支報告書の様式（その13）の支出の項目別区分に従って分類、整理し、「項目」欄に当該支出項目名を記載して下さい。
- (3) 「摘要」欄には、収支報告書の様式（その14）又は様式（その15）の「支出の目的」欄に記載した内容を記載するものとし、例えば「電話料金」というように具体的に記載し、「領収書等を徴し難かった事情」には「口座振替のため」などと記載して下さい。

第15号様式（第9条関係）

## 領収書等を徴し難かった支出の明細書

支出の目的		金額						年月日	領収書等を徴し難かった事情
項目	摘要	百万	千	百	十	円			
その他の経費	金銭以外のものによる寄附相当分	1	1	0	0	0	0	〇. 1. 10	無償提供のため
組織活動費	お祝い金		1	0	0	0	0	〇. 11. 10	社会通念上領収書を徴し難かったため
事務所費	電話料金		1	5	0	0	0	〇. 12. 10	口座振替のため

政治団体の名称 〇〇政治研究会

会計責任者の氏名 乙川次郎



## 22. 振込明細書に係る支出目的書（第16号様式）の記載方法について

- (1) 「項目」欄には、収支報告書の様式（その13）の例により分類して記載して下さい。
- (2) 「摘要」欄には、収支報告書の様式（その14）又は様式（その15）の「支出の目的欄」に記載した内容を記載するものとし、例えば「会場借上費」というように具体的に記載して下さい。
- (3) 支出の目的ごとに別葉とし、「項目」が同じであっても「摘要」が異なる場合には、その異なる「摘要」ごとに別葉として下さい。
- (4) 提出にあたっては、当該支出に係る振込明細書の写し（複写機により日本工業規格A列四番の用紙に複写したものに限られます。）と併せて、「項目」ごとに分類して提出して下さい。

※ 平成24年4月の政治資金規正法施行規則の改正等により、振込明細書に支出の目的が記載されているとき（会計責任者が当該振込明細書の余白に支出の目的を記載した場合を含みます。）は、当該振込明細書の写しをもって支出目的書とすることができることとなりましたので、振込明細書に支出の目的が記載されているときは、支出目的書を別途この様式により作成し、提出することは不要となりました。



第16号様式（第9条関係）

## 振込明細書に係る支出目的書

支 出 の 目 的	
項 目	摘 要
組織活動費	会場借上料

政治団体の名称 〇〇政治研究会

## 【よくあるご質問】無償提供を受けた場合

Q 労務や事務所の無償提供を受けた場合、寄附にあたりますか。また、寄附にあたる場合、収支報告書にはどのように記載すればよいですか。

A 法において「寄附」とは、「金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付で、党費又は会費その他債務の履行としてされるもの以外のもの」と定められており、労務や事務所の無償提供を受けた場合、労務の対価や事務所の利用料相当分の「財産上の利益」が生じますので、利用等の実態からその対価や利用料を支払うことが社会通念上相当であるようなときは、「寄附」にあたりません。

この場合、収支報告書には、これらを時価に見積もった金額を「寄附」として記載し、備考欄に「無償提供」と記載して下さい。しかし、このままでは、法の会計帳簿や収支報告書が現金主義を取っているにもかかわらず、これらの利益が永続的に収入（及び繰越額）に含まれてしまいますので同額を支出にも計上する必要があります。この場合、支出の項目は政治活動費の「その他の経費」（様式（その15））とし、支出の目的欄には「金銭以外のものによる寄附相当分」と記載し、金額欄に収入と同額を記載して下さい。また、この支出については、経理上の処理であるため、領収書等も徴することができないと考えられますので、「徴難明細書」の領収書等を徴し難かった事情に「無償提供のため」と記載し、対応することとなります。

なお、無償提供であっても「寄附」に該当する場合は、「法人その他の団体からの寄附」の禁止など法の寄附制限の対象となります。

また、以下のホームページから無料でダウンロードできる会計帳簿作成ソフトには「収入・支出同額計上」機能（134ページ参照）があり、簡便に会計帳簿を作成することが可能です。さらに、このソフトで、会計帳簿を作成した場合、収支報告書もほぼ自動で作成されます。

【政治資金関係申請・届出オンラインシステム】

<https://kyoudou.soumu.go.jp>

無償提供を受けた場合の記載例（会計帳簿：一部記載省略）

収入簿

項目	摘要	金額	年月日	備考
2の1 寄附 (1)個人からの寄附	C山花子	1,100,000	HO.1.10	事務所の無償提供
	合計	1,100,000		
収入の総額		1,100,000		

会計帳簿作成ソフトの  
「収入・支出同額計上ボタン」  
をクリック

自動的に**太字**部分を挿入

支出簿

支出の目的		金額	年月日	支出を受けた者の氏名	備考
項目	摘要				
2 政治活動費 (6)その他の経費	<b>金銭以外のものによる 寄附相当分</b>	1,100,000	HO.1.10	<b>C山花子</b>	←
	合計	1,100,000			
支出の総額		1,100,000			

※ 会計帳簿作成ソフトを使用した場合

下線部分…自ら記入、**太字**部分…ワンクリックで挿入、網掛け部分…自動計算

### 無償提供を受けた場合の記載例(収支報告書)

(その7)

(7) 寄附の内訳				寄附者の区分		個人		備考				
寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)		金額				年月日	住所(団体にあっては、 主たる事務所の所在地)		職業(団体にあっては、 代表者の氏名)			
		十億	百万	千	円							
④ 甲川一郎			1	0	0	0	0	0	〇. 2. 1	東京都××区××町×丁目×番地	衆議院議員	
④ " "			1	5	0	0	0	0	〇. 10. 1	"	"	
A山太郎				3	0	0	0	0	〇. 1. 20	東京都〇〇区△△町×番地	A会社社長	
" "				3	0	0	0	0	〇. 9. 20	"	"	
B山次郎				5	0	0	0	0	〇. 8. 30	大阪市〇〇区〇〇町〇〇番地	B会社役員	
C山花子			1	1	0	0	0	0	〇. 1. 10	東京都××区〇町〇丁目〇番地	C会社社長	事務所の 無償提供
この頁の小計				4	7	0	0	0				
その他の寄附					2	4	0	0				
合計			4	9	4	0	0	0				

事務所の無償提供による寄附を時価に換算して記載

(その15)

(3) 政治活動費の内訳				項目別区分		その他の経費(金銭以外のものによる寄附相当分)		備考				
支出の目的		金額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)		支出を受けた者の住所(団体に あっては、主たる事務所の所在地)			
		十億	百万	千	円							
金銭以外のものによる寄附相当分			1	1	0	0	0	0	〇. 1. 10	C山花子	東京都××区〇町〇丁目〇番地	
この頁の小計			1	1	0	0	0	0				
その他の支出								0				
合計			1	1	0	0	0	0				

経理上の処理のため収入と同額を計上

#### 第15号様式(第9条関係) 領収書を徴し難かった支出の明細書

支出の目的		金額				年月日	領収書を徴し難かった事情			
項目	摘要	十億	百万	千	円					
その他の経費	金銭以外のものによる寄附相当分		1	1	0	0	0	0	〇. 1. 10	無償提供のため
組織活動費	お祝い金			1	0	0	0	0	〇. 11. 10	社会通念上領収書を徴し難かったため
事務所費	電話料金			1	5	0	0	0	〇. 12. 10	口座振替のため

政治団体の名称 〇〇政治研究会  
会計責任者の氏名 乙川次郎





## 【よくあるご質問】前払式電子マネーを利用した場合

Q 1 前払式電子マネーを利用した場合、会計帳簿や収支報告書にはどのように記載すればよいですか。

A 1 収入及び支出に関する事実関係に即して収支報告していただく観点から、以下のような記載方法をお示ししています。

① まず、電子マネーに現金をチャージした時点で、その分を支出に計上して下さい。

② その後、電子マネーを利用した場合には、

- ・ 当該支出相当分を支出に計上するとともに、
- ・ 同額を収入（その他の収入）に「金銭以外のものによる支出相当分」として計上して下さい。

なお、このような記載の理由を明らかにするために、当該支出の内訳の記載にあたっては、備考欄に「電子マネーによる購入」である旨を記載することが望ましいと考えられます。

Q 2 なぜ、Q 1 のような複雑な記載になるのですか。「Suica」などでも同じですか。

A 2 政治資金規正法の会計帳簿や収支報告書が、

- ・ 基本的に現金の流れを記載しつつ、
- ・ 政治資金の収支の状況を明らかにする

という2つ目的を有しているためです。

具体的に言えば、Q 1 ①の時点では、現金が支出されていますが、一方で、このQ 1 ①の時点のみでは、支出の相手方が前払式電子マネーの運営会社であるため、最終的に政治資金が何に使われたのか分からず、収支の公開の観点が弱まるおそれがあります。

そのため、Q 1 ②の時点でも支出として記載することとなりますが、この場合、支出の相手方に財産上の利益は発生するものの現金による支出ではないことから、経理上の処理として同額の収入を計上し、金額としては相殺するという取扱いが必要となります。

なお、以下のホームページから無料でダウンロードできる会計帳簿作成ソフトには「収入・支出同額計上」機能（138ページ参照）があり、簡便に会計

帳簿を作成することが可能です。さらに、このソフトで、会計帳簿を作成した場合、収支報告書もほぼ自動で作成されます。

【政治資金関係申請・届出オンラインシステム】

<https://kyoudou.soumu.go.jp>

「Suica」などについては、次のQ3をご覧ください。

前払式電子マネーによる支払いにおける記載例（会計帳簿：一部記載省略）

支出簿

支出の目的		金額	年月日	支出を受けた者の氏名	備考	
項目	摘要					
2 政治活動費 (6) その他の経費	電子マネーの チャージ 合計	10,000 10,000	HO. 1. 10	〇〇電子マネー 運営会社		
2 政治活動費 (1) 組織活動費	乗車券	300	HO. 1. 20	〇〇旅客鉄道 株式会社	電子マネーによる購入	
	茶菓	200	HO. 1. 30	〇〇(コンビニ)		電子マネーによる購入
(4) 調査研究費	乗車券  (略) 合計	500  10,000	HO. 2. 10	〇〇旅客鉄道 株式会社		電子マネーによる購入
支出の総額		20,000				

(便宜上日付順で記載しています。)

収入簿

項目	摘要	金額	年月日	備考
6 その他の収入	金銭以外のものによる支出相当分	300	HO. 1. 20	自動的に太字部分を挿入
	金銭以外のものによる支出相当分	200	HO. 1. 30	
	金銭以外のものによる支出相当分 (略)	500	HO. 2. 10	
	合計	10,000		
収入の総額		10,000		

差し引き 10,000 の支出

※ 会計帳簿作成ソフトを使用した場合

下線部分…自ら記入、太字部分…ワンクリックで挿入、網掛け部分…自動計算

## 【よくあるご質問】前払式電子マネーを利用した場合

Q 3 「Suica」などを利用した場合に、簡便な記載はできないですか。

A 3 収支報告書の記載の基本的な方針を定めることを所掌している政治資金適正化委員会の見解として、

- ・ 「Suica」など交通事業者系の前払式電子マネーに
- ・ 現金でチャージし、
- ・ 電車の利用など交通費に限定して使用

するという場合は、1回の支出金額が少額であること、利用目的が限定され支出の目的が明確であることから、現金をチャージした時点、Q1で言えば①の時点のみの記載でも差し支えないとされています（下記載例参照）。

いずれにしても、

- ・ 基本的に現金の流れを記載しつつ、
- ・ 政治資金の収支の状況を明らかにする

という2つの目的が達成可能であるのであれば、他の記載方法も取り得るものと思われます。

「Suica」などの利用における簡便な記載例（会計帳簿：一部記載省略）

支出の目的		金額	年月日	支出を受けた者の氏名	備考
項目	摘要				
2 政治活動費 (6) その他の経費	Suicaチャージ	10,000	H〇. 1. 10	東日本旅客鉄道株式会社	
	合計	10,000			
支出の総額		10,000			

※ 会計帳簿作成ソフトを使用した場合  
 下線部分…自ら記入、網掛け部分…自動計算



## 【よくあるご質問】クレジットカードを利用した場合

Q 1 クレジットカードの利用により物品を購入した場合、会計帳簿や収支報告書にはどのように記載すればよいですか。

A 1 収入及び支出に関する事実関係に即して収支報告していただく観点から、以下のような記載方法をお示ししています。

- ① まず、物品を購入した時点で、
  - ・ 当該支出相当分を支出に計上するとともに、
  - ・ 同額を収入（その他の収入）に「金銭以外のものによる支出相当分」として計上して下さい。
- ② その後、カード会社に支払った時点で、その分を支出に計上して下さい。

なお、このような記載の理由を明らかにするために、当該支出の内訳の記載にあたっては、備考欄に「クレジットカードによる購入」である旨を記載することが望ましいと考えられます。

Q 2 なぜ、Q 1 のような複雑な記載になるのですか。もっと簡易な記載はできないですか。

A 2 政治資金規正法の会計帳簿や収支報告書が、

- ・ 基本的に現金の流れを記載しつつ、
- ・ 政治資金の収支の状況を明らかにする

という2つ目的を有しているためです。

具体的に言えば、Q 1 ②の時点で、現金が支出されていますが、一方で、このQ 1 ②の時点のみでは、支出の相手方がカード会社であるため、最終的に政治資金が何に使われたのか分からず、収支の公開の観点が弱まるおそれがあります。

そのため、Q 1 ①の時点でも支出として記載することとなりますが、この場合、現金による支出ではないことから、経理上の処理として、同額の収入を計上し、金額としては相殺するという取扱いが必要となります。

なお、総務省のホームページから無料でダウンロードできる会計帳簿作成ソフトには「収入・支出同額計上」機能（141ページ参照）があり、簡易に会計帳簿を作成することが可能です。さらに、このソフトで、会計帳簿を作成し

た場合、収支報告書もほぼ自動で作成されます。

また、一定の要件を満たした場合には、簡易な記載方法でも差し支えないと考えられますので、詳しくは、次のQ3・Q4をご覧ください。

### クレジットカードによる支払いにおける記載例（会計帳簿：一部記載省略）

#### 支出簿

支出の目的		金額	年月日	支出を受けた者の氏名	備考
項目	摘要				
2 政治活動費					
(1) 組織活動費	打ち合わせ食事代	50,000	HO. 1. 20	〇〇(飲食店)	クレジットカードによる購入
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	打ち合わせ用会議室借上費	30,000	HO. 1. 25	〇〇ホテル	
	合計	80,000			
2 政治活動費					
(6) その他の経費	クレジットカード代金支払い	80,000	HO. 3. 10	〇〇カード	
	合計	80,000			
支出の総額		160,000			

会計計帳簿作成ソフトの「収入・支出同額計上ボタン」をクリック自動的に太字部分を挿入

#### 収入簿

項目	摘要	金額	年月日	備考
6 その他の収入	<b>金銭以外のものによる支出相当分</b>	50,000	HO. 1. 20	←
	<b>金銭以外のものによる支出相当分</b>	30,000	HO. 1. 25	
	合計	80,000		
収入の総額		80,000		

差し引き 80,000 の支出

※ 会計帳簿作成ソフトを使用した場合

下線部分…自ら記入、**太字**部分…ワンクリックで挿入、網掛け部分…自動計算

## 【よくあるご質問】クレジットカードを利用した場合

Q3 ETCカードを利用した場合に、簡易な記載はできないですか。

A3 収支報告書の記載の基本的な方針を定めることを所掌している政治資金適正化委員会の見解として、「ETCカード」の利用の場合は、利用目的が限定されていることから、カード会社に支出した時点の記載でも差し支えないとされています（下記載例参照）。

### ETCカードによる支払いにおける記載例（会計帳簿：一部記載省略）

#### 支出簿

支出の目的		金額	年月日	支出を受けた者の氏名	備考
項目	摘要				
2 政治活動費	ETCカード代金支払い 合計	80,000	H.O. 3. 10	〇〇カード	
(6) その他の経費		80,000			

## 【よくあるご質問】クレジットカードを利用した場合

Q 4 ETCカード以外のクレジットカードを利用した場合に、簡易な記載はできないですか。

A 4 収支報告書の記載の基本的な方針を定めることを所掌している政治資金適正化委員会の意見（144ページ参照）を踏まえ、「一括払い」の場合には、

- ・ 現金と同等に広く利用されていること
- ・ クレジットカードの利用から支払いまでの期間が短期間であること

から、クレジットカードにより、物品やサービス等を購入した時点で、支出の目的ごとに支出額を計上するだけで差し支えないと考えられます。

なお、クレジットカードを利用した際に発行される書面（支出の目的、金額及び年月日が記載されたもの）を領収書等として取り扱うこととしても差し支えないものと考えられます。

## 収支報告書等の記載方法について（クレジットカードを利用した場合）

昨年10月、収支報告書等の記載等に関し、政治団体から問い合わせが多く寄せられた事例のうち、交通事業者が運営する電子マネー及びETCカードについては、簡易な記載方法を認めることが適当である旨の見解を当委員会として示したところである。

当委員会では、政治団体からの意見等も踏まえ、クレジットカードを利用した場合の記載方法の簡略化についてさらなる検討を行った結果、クレジットカードが現金と同等に広く利用され、支払いまでの期間が比較的短期であること、また、クレジットカードを利用した際に発行される書面が領収書として一般に認知されていること等を踏まえ、以下のとおり簡易な記載方法を認めることが適当であると考えているので、所管庁においては、その取扱いを検討されたい。

- クレジットカードにより、物品やサービス等を購入した時点で、支出の目的ごとに支出額を計上する。
- 実際の現金の流れを補足するため、「備考」欄にクレジットカード支払である旨、口座振替時点等の情報を記載するのが望ましい。
- なお、口座振替の利用は「領収書等を徴し難い事情」に該当するものであるが、この場合、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」に記載する扱いとはせずに、クレジットカードを利用した際に発行される書面を領収書等として取り扱うこととしても差し支えないものと考えている。

### 支出簿

支出の目的		金額	年月日	支出を受けた者の氏名	備考
項目	摘要				
2 政治活動費 (1) 組織活動費	打ち合わせ食事代	50,000	H21. 1. 20	〇〇店	クレジットカードによる支払 H21. 3. 10 〇〇カード
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	打ち合わせ用会議室借上費	30,000	H21. 1. 25	〇〇ホテル	クレジットカードによる支払 H21. 3. 10 〇〇カード
	合計	80,000			

---

## IV. 政治資金監査

---

国会議員関係政治団体の会計責任者は、収支報告書を提出するときは、あらかじめ、登録政治資金監査人の監査を受け、登録政治資金監査人が作成した政治資金監査報告書を提出しなければなりません。

### 「登録政治資金監査人」とは

登録政治資金監査人とは、政治資金監査を行う者として、弁護士、公認会計士、税理士のうち政治資金適正化委員会に登録された者をいいます。政治資金適正化委員会が行う政治資金に関する研修を修了した登録政治資金監査人が、政治資金監査を行うこととされています。

#### 1. 政治資金監査の対象となる政治団体

次の政治団体が、政治資金監査の対象となります。

- ① 12月31日現在で、国会議員関係政治団体である政治団体  
(その年の途中で国会議員関係政治団体となった政治団体も含まれます。)
- ② 12月31日現在では、国会議員関係政治団体ではないもののその年の途中で国会議員関係政治団体であった政治団体  
(ただし、その年の収支報告書に記載すべき収入及び支出があった政治団体に限ります。)

なお、①、②の政治団体について、年の途中で国会議員関係政治団体以外の政治団体の期間があった場合においては、その期間についても政治資金監査の対象となります。

## 2. 監査事項

登録政治資金監査人による政治資金監査は、次の4点について、政治資金適正化委員会が定める具体的な指針に基づいて行うこととされています。

- ① 会計帳簿、明細書、領収書等、徴難明細書、支出目的書、振込明細書が保存されていること
- ② 会計帳簿にその年の支出の状況が記載されており、かつ、会計責任者が会計帳簿を備えていること
- ③ 収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、徴難明細書、支出目的書及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていること
- ④ 徴難明細書、支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていること

なお、政治資金監査は、国会議員関係政治団体のすべての支出が対象ですので収支報告書において明細の記載が必要とされていない人件費についても、監査の対象となります。

## 3. 政治資金監査に向けた準備

政治資金監査において監査の対象となる次の書面を書面監査が行われる事務所において準備しておかなければなりません。

- 収支報告書等の作成の際に基となる書面
  - ・ 会計帳簿
  - ・ 支出の明細書
  - ・ 領収書等（人件費についても対象となります。）
  - ・ 振込明細書（人件費についても対象となります。）
- 収支報告の際に提出すべき書面（政治資金監査までに作成すべきもの）
  - ・ 収支報告書
  - ・ 徴難明細書
  - ・ 支出目的書

政治資金監査は、年の途中に国会議員関係政治団体以外の政治団体の期間があった場合、その期間についても対象となり、その期間における政治団体の区分に応じた会計帳簿等の関係書類の作成又は徴収義務の対象となる支出の範囲で確認が行われますが、政治団体の区分ごとの政治資金監査の対象となる支出の範囲は、以下のとおりです。

	国会議員関係 政治団体	資金管理団体	その他の政治団体
会計帳簿	すべての支出		
支出の明細書	すべての支出		
領収書等	すべての支出	1件5万円以上の支出	
振込明細書	すべての支出	1件5万円以上の支出	
徴難明細書	すべての支出	人件費以外の経費で1件5万円以上の支出	経常経費以外の経費で1件5万円以上の支出
支出目的書	すべての支出	人件費以外の経費で1件5万円以上の支出	経常経費以外の経費で1件5万円以上の支出
収支報告書	人件費以外の経費で1件1万円を超える支出	人件費以外の経費で1件5万円以上の支出	経常経費以外の経費で1件5万円以上の支出

※ なお、登録政治資金監査人により作成される政治資金監査報告書の記載例を参考までに148ページから158ページまでに掲載しています。

また、登録政治資金監査人が政治資金監査を行う際の「政治資金監査マニュアル（政治資金監査に関する具体的な指針）」は、総務省のホームページ（[http://www.soumu.go.jp/menu\\_03/shingi\\_kenkyu/seiji\\_tekisei/touroku\\_seiji\\_manual.html](http://www.soumu.go.jp/menu_03/shingi_kenkyu/seiji_tekisei/touroku_seiji_manual.html)）からダウンロードできますので、ご参照下さい。

<その他政治資金監査に関するお問い合わせ先>

総務省政治資金適正化委員会事務局（TEL：03-5253-5598（直通））



【参考】登録政治資金監査人により作成される政治資金監査報告書の記載例

(政治資金監査に関する具体的な指針等より抜粋)

(1) 政治資金監査の対象となった事項についてすべて確認できた場合

政治資金監査報告書

<p style="text-align: center;"><b>正式名称</b></p> <p>○○○○ (国会議員関係政治団体名) 代表 ○○ ○○ 殿</p>	<p>平成×年×月×日</p> <p style="text-align: center;"><b>自署かつ押印</b></p> <p>登録政治資金監査人 ○○ ○○ 印 登録番号 第 ×××× 号 研修修了年月日 平成×年×月×日</p>
---	--

1 監査の概要

**解散の場合は法第17条第1項**

(1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、○○○○（国会議員関係政治団体名）の平成×年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書（※1）のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

(2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

(4) この政治資金監査は、○○○○（国会議員関係政治団体名）の主たる事務所（※2）において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収

書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

(2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書(※1)は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

**解散の場合は法第17条第1項**

### 3 業務制限

〇〇〇〇(国会議員関係政治団体名)と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、〇〇〇〇(国会議員関係政治団体名)と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以 上

(※1) 政治団体が解散等したときに提出する収支報告書の場合は、「法第17条第1項に規定する報告書」とすること。

(※2) 国会議員関係政治団体の主たる事務所と異なる場合は、その理由を明らかにし、政治資金監査の実施場所については、住所を併記することにより、具体的に特定すること。

(注) 政治資金監査を主たる事務所で行わないことができる例外としては、会計帳簿や領収書等の紛失等の事故を防止するための十分な措置が講じられ、かつ、会計責任者等に対するヒアリング等を通じて、経常経費を含む事務所の運営実態について確認することができることを条件として以下の場合が考えられること。

- ① 作業スペースの不足等やむを得ない事情により、円滑な政治資金監査の実施が困難であると登録政治資金監査人が判断した場合
- ② 同一の国会議員に係る複数の国会議員関係政治団体の政治資金監査を実施する場合において、政治資金監査の効率的な実施のため、特定の事務所等に収支報告書

及び会計帳簿等の関係書類を集めた上で、政治資金監査を行うことが適当であると登録政治資金監査人が判断した場合

- ③ 解散により、政治資金監査を実施する時点において主たる事務所が存在しなくなった場合

(例) 上記①により、主たる事務所以外で実施した場合

1 監査の概要

(1) ～ (3) 略

(4) この政治資金監査は、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の主たる事務所の作業スペースの不足により円滑な政治資金監査の実施が困難であると〇〇〇〇（登録政治資金監査人名）が判断したため、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の従たる事務所（〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地）において行った。

(※3) その他の留意事項

- ・ 書類の有無も含めて監査対象としたことを明確にするために、「1 監査の概要」(1) 及び (3) には、記載例どおりすべての書類を列記すること。
- ・ 「2 監査の結果」(1) 及び (3) には、登録政治資金監査人が保存を確認し、収支報告書の基礎となった書類を記載すること。

## (2) 会計帳簿に記載不備がある場合

政治資金監査報告書	
<b>正式名称</b>	平成×年×月×日
〇〇〇〇 (国会議員関係政治団体名) 代表 〇〇 〇〇 殿	<b>自署かつ押印</b>
	登録政治資金監査人 〇〇 〇〇 印
	登録番号 第××××号
	研修修了年月日 平成×年×月×日

**解散の場合は法第17条第1項**

1 監査の概要

(1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の平成×年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書（※1）のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

(2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

(4) この政治資金監査は、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の主たる事務所（※2）において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

(2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、〇〇（※

3) の記載不備が一部に見られたものの、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書(※1)は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

**解散の場合は法第17条第1項**

### 3 業務制限

〇〇〇〇(国会議員関係政治団体名)と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、〇〇〇〇(国会議員関係政治団体名)と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以 上

(※1) 政治団体が解散等したときに提出する収支報告書の場合は、「法第17条第1項に規定する報告書」とすること。

(※2) 国会議員関係政治団体の主たる事務所と異なる場合は、その理由を明らかにし、政治資金監査の実施場所については、住所を併記することにより、具体的に特定すること。なお、政治資金監査を主たる事務所で行わないことができる例外については、記載例(1)(※2)の(注)を参照のこと。

(※3) 支出を受けた者の氏名及び住所並びにその支出の目的、金額及び年月日等の会計帳簿の記載事項の種類を記載すること。

#### (※4) その他の留意事項

- ・ 書類の有無も含めて監査対象としたことを明確にするために、「1 監査の概要」(1)及び(3)には、記載例どおりすべての書類を列記すること。
- ・ 「2 監査の結果」(1)及び(3)には、登録政治資金監査人が保存を確認し、収支報告書の基礎となった書類を記載すること。

(3) 会計帳簿と突合を行う書面が存在しない支出がある場合

政治資金監査報告書	
<b>正式名称</b>	平成×年×月×日
〇〇〇〇 (国会議員関係政治団体名) 代表 〇〇 〇〇 殿	<b>自署かつ押印</b>
	登録政治資金監査人 〇〇 〇〇 印
	登録番号 第××××号
	研修修了年月日 平成×年×月×日

**解散の場合は法第17条第1項**

1 監査の概要

(1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の平成×年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書（※1）のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

(2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

(4) この政治資金監査は、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の主たる事務所（※2）において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、（別記）を除き、以下のとおりである。

(1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

(2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会

議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書(※1)は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

**解散の場合は法第17条第1項**

(別記)(※3)

- (1) 別添の「領収書等亡失等一覧表」
- (2) 支出の状況を確認できる書類が存在しない人件費(×件、計××××円)
- (3) ○○○○(国会議員関係政治団体名)に対して発行されたとは認められない名称が領収書等のあて名に記載されていると判断されるもの  
(××月××日・××費・××××円)
- ・ 領収書等のあて名に記載されていた名称  
○○○○○

### 3 業務制限

○○○○(国会議員関係政治団体名)と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、○○○○(国会議員関係政治団体名)と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以 上

(※1) 政治団体が解散等したときに提出する収支報告書の場合は、「法第17条第1項に規定する報告書」とすること。

(※2) 国会議員関係政治団体の主たる事務所と異なる場合は、その理由を明らかにし、政治資金監査の実施場所については、住所を併記することにより、具体的に特定すること。なお、政治資金監査を主たる事務所で行わないことができる例外については、記載例(1)(※2)の(注)を参照のこと。

(※3) (2) 及び (3) については、該当するものがある場合に記載すること。記載例に加え、特に記載する必要があると判断した事項がある場合には、政治資金適正化委員会に照会すること。

(※4) その他の留意事項

- ・ 書類の有無も含めて監査対象としたことを明確にするために、「1 監査の概要」(1) 及び (3) には、記載例どおりすべての書類を列記すること。
- ・ 「2 監査の結果」(1) 及び (3) には、登録政治資金監査人が保存を確認し、収支報告書の基礎となった書類を記載すること。



(別添)

領収書等亡失等一覧表

支出の目的		金 額	年月日	備 考
項 目	摘 要			
何 々				
	1 何々	5,000	○. 1. 1	
	2 何々	50,000	〃. 3. 1	A山一郎・東京都〇〇区〇〇町〇〇番地

※ 本表は、国会議員関係政治団体において作成され、登録政治資金監査人に対して提出されたものである。

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 会計帳簿に記載された支出のうち、領収書等又は振込明細書が存在せず、また、領収書等を徴し難かった支出の明細書にも記載されない支出（人件費以外の経費の支出に限る。）を記載すること。
- 3 収支報告書に支出の明細を記載すべき支出（国会議員関係政治団体である間に行った支出にあつては人件費以外の経費で1件1万円を超える支出）にあつては、当該支出を受けた者の氏名及び住所を「備考」欄に記載すること。
- 4 会計責任者等が特に必要と判断する場合には、領収書等を徴収漏れ又は亡失した事情を「備考」欄に記載することができる。ただし、当該事情については、政治資金監査の対象とならないことに留意すること。

(4) 収支報告書に支出が計上されていない場合

政治資金監査報告書	
<b>正式名称</b>	平成×年×月×日
〇〇〇〇 (国会議員関係政治団体名) 代表 〇〇 〇〇 殿	<b>自署かつ押印</b>
	登録政治資金監査人 〇〇 〇〇 印
	登録番号 第××××号
	研修修了年月日 平成×年×月×日
<b>解散の場合は法第17条第1項</b>	
<b>1 監査の概要</b>	
(1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の平成×年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書（※1）のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。	
(2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。	
(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。	
(4) この政治資金監査は、 <u>〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の主たる事務所（※2）</u> において行った。	
<b>2 監査の結果</b>	
私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。	
(1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、 <u>会計帳簿が保存されていた。</u>	
<u>なお、政治資金監査の対象期間においては、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）に係る支出はなく、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込</u>	

明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。

(2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書(※1)は、会計帳簿に基づいて、支出が計上されていない状況が表示されていた。

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。

**解散の場合は法第17条第1項**

### 3 業務制限

〇〇〇〇(国会議員関係政治団体名)と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、〇〇〇〇(国会議員関係政治団体名)と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以 上

(※1) 政治団体が解散等したときに提出する収支報告書の場合は、「法第17条第1項に規定する収支報告書」とすること。

(※2) 国会議員関係政治団体の主たる事務所と異なる場合は、その理由を明らかにし、政治資金監査の実施場所については、住所を併記することにより、具体的に特定すること。なお、政治資金監査を主たる事務所で行わないことができる例外については、記載例(1)(※2)の(注)を参照のこと。

(※3) その他の留意事項

- 書類の有無も含めて監査対象としたことを明確にするために、「1 監査の概要」(1)及び(3)には、記載例どおりすべての書類を列記すること。

## V. 収支報告書等の提出

### 1. 収支報告書等の提出

国会議員関係政治団体の会計責任者は、毎年12月31日現在でその年におけるすべての収入及び支出について（これらの事項がないときはその旨）記載した収支報告書をその日の翌日から5月以内（1月1日から5月31日までの間。ただし、その間に衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙の公示の日から選挙の期日までの期間がかかる場合には、6月以内（1月1日から6月30日まで））に提出しなければなりません。

この収支報告書を2年連続して提出していない政治団体は、提出期限を経過した日以後は、設立の届出をしていないものとみなされるため、政治活動のために寄附を受け、又は支出することが禁止されます。

#### 収支報告書の提出期限

国会議員関係政治団体の会計責任者が提出すべき収支報告書の提出期限は、以下のとおりです。

	国会議員関係政治団体 (※1)	国会議員関係政治団体 以外の政治団体
通常の場合（12月31日現在で提出する場合）	翌年5月末まで	翌年3月末まで
選挙の場合（※2）	翌年6月末まで	翌年4月末まで
政治団体が解散等した場合	解散等した日から 60日以内	解散等した日から 30日以内

（※1）収支報告書に記載すべき収入及び支出があった年において国会議員関係政治団体であったものを含みます。

（※2）翌年1月から通常の場合の提出期限までの間に衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙の公示の日から選挙の期日までの期間がかかる場合をいいます。

## 2. 収支報告書と併せて提出を要する書面

収支報告書を提出する際には、次の書面を併せて提出する必要があります。

① 領収書等の写し

また、領収書等を徴し難かった支出がある場合は、次の②又は③の書面を作成し、併せて提出する必要があります。

② 徴難明細書

③ 支出目的書及び振込明細書の写し（49ページ参照）

④ 政治資金監査報告書

①から③は、収支報告書に支出の明細の記載が必要とされる個々の支出を証するための書類ですので、提出の基準は、収支報告書の明細の記載と同じ基準であり、国会議員関係政治団体については、原則として1件1万円超の支出（人件費以外）について、提出が必要です。

なお、領収書等の写し及び振込明細書の写しについては、複写機により日本工業規格A列四番の用紙に複写したものに限定されています。

また、①及び③は、支出項目ごとに分類して提出する必要があります。

## 3. 収支報告書のオンライン（電子手続き）による提出

法により、国会議員関係政治団体の会計責任者は、収支報告書の提出については、オンライン（電子手続き）により行うよう努めるものとされています。

総務省では、この規定を踏まえ、全ての政治団体がオンライン（電子手続き）により収支報告書を提出できるよう、政治資金関係申請・届出オンラインシステム（<https://kyoudou.soumu.go.jp>）を開設しています。

また、収支報告書の明細の記載基準の引下げ等に伴う政治団体の事務負担を軽減するため、会計帳簿と連動して自動的に収支報告書を作成でき、かつ、オンライン（電子手続き）により、収支報告書を提出することができるソフトウェアも提供しています。

このソフトウェア（会計帳簿・収支報告書作成ソフト）は、政治資金関係申請・届出オンラインシステムからダウンロードし、ご利用頂けます。

#### 4. 国会議員関係政治団体の解散に係る収支報告書の提出

##### ① 通常の場合

国会議員関係政治団体が解散等したときは、解散届とともに、解散等の日現在で収支報告書を作成し、政治資金監査を受けて、解散等の日から60日以内に提出しなければなりません。また、添付書類は、2. と同じものとなります。

##### ② 政治資金規正法第17条第2項適用団体の解散の場合

収支報告書を2年連続して提出していない政治団体は、提出期限を超過した日以後は、法第17条第2項の規定により、設立の届出をしていないものとみなされるため、政治活動のために寄附を受け、又は支出することが禁止されます。

法第17条第2項適用団体が解散等の手続きをするときは、解散届とともに過去提出できなかった収支報告書及び解散等の日現在で作成した収支報告書を作成し、政治資金監査を受けて、これらを併せて提出して下さい。また、添付書類は、2. と同じものとなります。

なお、引き続き政治活動を行う場合には、解散等の手続きをしたうえで新たに政治団体の設立の手続きをすることになります。



---

## VI. 会計帳簿等の保存義務等

---

### 収支報告書の要旨の公表

政治団体から提出された収支報告書等については、総務大臣又は都道府県選管において形式的な審査が行われた後、11月30日までに収支報告書の要旨の官報又は都道府県の公報への掲載等により公表されます。

### 1. 会計帳簿等の保存義務

国会議員関係政治団体の会計責任者は、収支報告書の要旨の公表の日から3年間、次の文書を保存しなければなりません。

- ・ 会計帳簿
- ・ 明細書
- ・ 領収書等
- ・ 振込明細書
- ・ 徴難明細書(人件費、人件費以外の経費で1件1万円以下の支出に係るもの)
- ・ 支出目的書(人件費、人件費以外の経費で1件1万円以下の支出に係るもの)
- ・ 資金管理団体の代表者が特定寄附をした場合は代表者からのその旨の通知
- ・ 上場・外資50%超の会社からの通知を受けた場合はその通知

なお、国会議員関係政治団体が解散等した場合においても、その時点の会計責任者に対して、これらの書面の保存義務が課されています。



## 2. 少額領収書等の写しの開示請求等への対応

収支報告書の要旨の公表のほか次のような収支公開の制度等があります。

### (1) 収支報告書等の閲覧、写しの交付

何人も、収支報告書の要旨の公表の日から3年間、収支報告書等の閲覧又は写しの交付の請求を行うことができます。なお、総務大臣届出分については総務省ホームページにおいて閲覧が可能であり、また、ご自宅等のパソコンからプリントアウトすることも可能です。

(収支報告書の閲覧ページ)

[http://www.soumu.go.jp/senkyo/seiji\\_s/seijishikin/index.html](http://www.soumu.go.jp/senkyo/seiji_s/seijishikin/index.html)

### (2) 領収書等の写し（収支報告書に添付された1万円超のもの）の開示請求

何人も、情報公開法等に基づき、行政庁が保有する文書の一つとして収支報告書に併せて提出された1件1万円超の支出（人件費以外）に係る領収書等の写し、徴難明細書、支出目的書、振込明細書の写しについて開示請求を行うことができます。

### (3) 少額領収書等（1万円以下の支出（人件費以外））の写しの開示請求

何人も、少額領収書等の写しについて、収支報告書の要旨の公表の日から3年間、法に基づき開示請求を行うことができます。

なお、「少額領収書等の写し」とは収支報告書と併せて提出することを要しない1万円以下の支出に係る次の書面のうち人件費に係るもの以外のものをいいます。

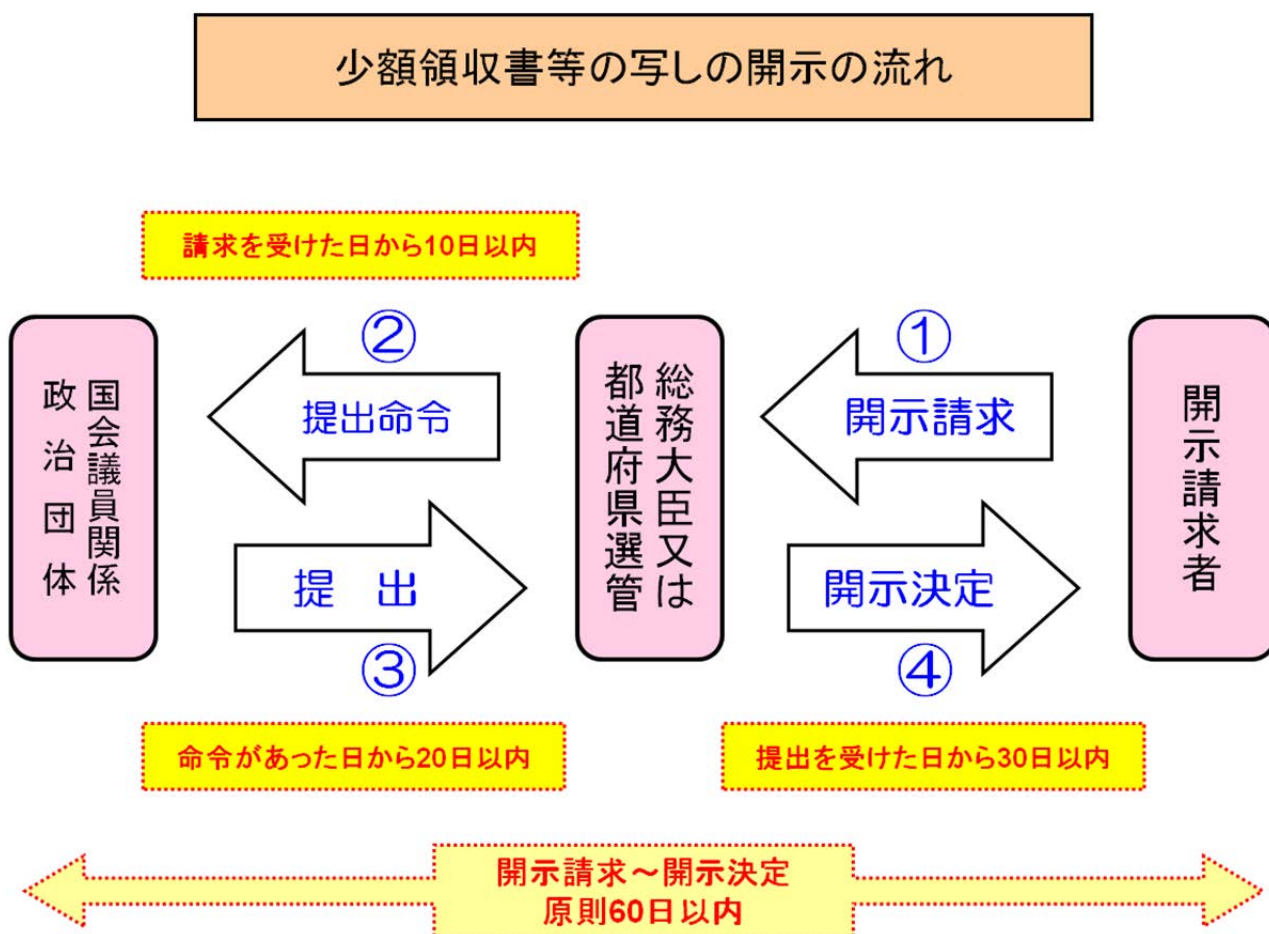
- ・ 国会議員関係政治団体が徴収保存している領収書等及び振込明細書の写し
- ・ 国会議員関係政治団体が作成保存している徴難明細書、支出目的書

(1)の「収支報告書等」、(2)の「領収書等の写し」が行政庁で保有している文書であるのに対し、「少額領収書等の写し」については行政庁で保有していませんので、国民から総務大臣又は都道府県選管に対する開示請求があつて初めて、国会議員関係政治団体から行政庁への提出が必要となります。

(3)の開示請求があった場合、行政庁から国会議員関係政治団体に対し、少額領収書等の写しの提出命令がなされ、原則として、命令後20日以内に行政庁に提出しなければなりません。

### [少額領収書等の写しの開示の流れ]

- ① 開示請求者から総務大臣又は都道府県選管に開示請求
- ② 総務大臣又は都道府県選管は、10日以内に国会議員関係政治団体に提出命令を发出
- ③ 国会議員関係政治団体は、提出命令があった日から、原則20日以内に少額領収書等の写しを総務大臣又は都道府県選管に提出
- ④ 総務大臣又は都道府県選管は少額領収書等の写しの提出があった日から、原則30日以内に開示決定



### 3. 保存義務等の終了

収支報告書の要旨の公表の日から3年を経過すれば、1. の会計帳簿等の保存義務は終了します。

また、2. の開示請求等についても、収支報告書の要旨の公表の日から3年を経過する日まで請求することができることとなっていますので、原則として、同日後は請求することができなくなります。なお、同日前であっても、解散等をした国会議員関係政治団体に関する少額領収書等の写しの開示請求はできないこととされています。

## (参考) 収支報告関係の罰則

法は、政治団体に一定の届出義務を課し、その会計処理に一定の定めを設け、収支に関する報告を求め、政治資金の授受に関する一定の制限を課していますが、その履行を担保するために、罰則を設けています。ここでは、会計処理、収支報告に関する罰則をまとめています。

### 1. 会計処理、収支報告等に関する罰則

法に違反した場合の主な罰則には、下記のものがあります。

違反の内容	罰則
無届団体の寄附の受領、支出の禁止違反	5年以下の禁錮又は 100万円以下の罰金
会計帳簿の備付け違反、不記載、虚偽記載(※1)	3年以下の禁錮又は 50万円以下の罰金
明細書の不提出、不記載、虚偽記載(※1)	3年以下の禁錮又は 50万円以下の罰金
領収書等の不徴収、不送付、虚偽記載(※1)	3年以下の禁錮又は 50万円以下の罰金
会計帳簿、明細書、領収書等、徴難明細書、 振込明細書、支出目的書の 保存義務違反、これらへの虚偽記載(※1)	3年以下の禁錮又は 50万円以下の罰金
収支報告書、添付文書、政治資金監査報告書の 不提出(※1、※2)	5年以下の禁錮又は 100万円以下の罰金
収支報告書、添付文書の不記載、虚偽記載 (※1、※2)	5年以下の禁錮又は 100万円以下の罰金
政治資金監査報告書の虚偽記載	30万円以下の罰金

※1については重過失の場合も含まれます。

※2については、代表者が会計責任者の選任、監督について相当の注意を怠ったときは、50万円以下の罰金に処せられます。

## 2. 公民権停止

政治資金規正法に定める罪（政治資金監査等に係るもの以外）を犯した者は、公職選挙法に関する罪を犯した者と同様、下記の期間、公民権（公職選挙法に規定する選挙権及び被選挙権）が停止されます。

① 禁錮刑に処せられた者

裁判が確定した日から刑の執行を終わるまでの間とその後の5年間

② 罰金刑に処せられた者

裁判が確定した日から5年間

③ これらの刑の執行猶予の言い渡しを受けた者

裁判が確定した日から刑の執行を受けることがなくなるまでの間

なお、政治資金規正法違反によりその公民権を停止される場合においては、あわせて選挙運動も禁止されます。